

招集期日 平成24年9月7日（金曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第4委員会室

開 会 9月7日（金曜日）午前 9時30分

閉 会 9月7日（金曜日）午後 4時04分

出席委員	委員長	永澤美恵子	副委員長	小島清人
	委員	小出亘	委員	安道佳子
	委員	堤利夫	委員	宮岡幸江
	委員	宮岡治郎		

欠席委員 な し

委員外議員 山本秀和 議員

請願提出者 山岡信幸氏

紹介議員 石田芳夫 議員
吉澤かつら 議員
野口哲次 議員

説明のため出席した職員	市民部長	福祉部長
	健康福祉センター所長	教育総務部長
	生涯学習部長	関係職員

委員会に出席した事務局職員 町田秀紀 佐藤大輔

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより福祉教育常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例2件、補正予算4件、請願1件の計7件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、1日間とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、請願第1号、次に議案第49号、第50号の条例の審査を行い、続いて第56号、第57号、第58号、第59号の各補正予算の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序は、ただいま朗読した順で行います。

次に、山本議員より当委員会への委員外議員として出席及び質疑の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認め、当委員会へ出席し、質疑することを許可いたします。

ここで、関係者以外の退出を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 ここで休憩いたします。

午前 9時32分 休憩

午前 9時33分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ここで委員外議員に申し上げます。質疑は各委員の質疑が終わった後、通告したものに限り、議題ごとに1回行うことを許可します。質疑は簡潔にし、また委員外議員は意見、要望

を述べることはできませんので、よろしくお願いいたします。

ここで委員長より申し上げます。

お諮りいたします。請願第1号 入間市の学校給食を放射能から守るための施策に関する請願については、執行部の同席を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし)という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、執行部の同席を求めることに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時34分 休憩

午前 9時34分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

請願第1号 入間市の学校給食を放射能から守るための施策に関する請願

委員長 請願第1号 入間市の学校給食を放射能から守るための施策に関する請願を議題といたします。

請願の朗読は省略いたします。

請願の趣旨について、請願提出者である山岡信幸氏から説明を求めます。よろしくお願いいたします。

趣旨説明

山岡信幸氏 おはようございます。入間市東町に住んでおります山岡と申します。よろしくお願いいたします。

このたびは、この請願の提出に当たりまして、紹介議員のお三方の皆様、それから入間市議会の議長である近藤様、それから本委員会の委員長あるいは委員の皆様の特段のお計らいいただきましたことをここでお礼申し上げます。ありがとうございます。

このたび同趣旨の陳情と請願がダブルで提出されたことについて簡単に説明させていただきます。私は、こどもを守る会いるまという市民団体の代表をさせていただいておりますが、このこどもを守る会いるまのほうで今回陳情を提出するということで署名活動をいたしまして、1,540名、実はその後も締め切り以降、さらに……

委員長 どうぞお座りください。

山岡信幸氏 そうですか、はい。

失礼しました。50名近い追加の署名もいただいております、1,600名近い市民の皆様の

ご意見を、ご署名を頂戴した上で陳情を提出いたしました。提出に際して、何人かの議員の皆様から請願の形のほうがきちんと取り扱ってもらえるのではないかというアドバイスをいただきまして、急遽請願を同時に提出することにいたしました。その際に、私たちの子どもを守る会いるまの中での承認を得る時間がありませんでしたので、個人名で請願を出しましたが、この請願の内容については、子どもを守る会いるま、そして1,600名の署名をいただいた皆さんと思いは同じであるということをまずお伝えしたいと思います。そのことをご承知の上で、お聞きいただければと思います。

子どもを守る会いるまは、ことしの2月9日に発足した市民グループですが、市民グループといってもほとんどが私ともう一人の方を除いては全員若いお母さんたち中心でして、女性中心のメンバーです。小さなお子さんや、あるいは小中学生のお子さんを抱えていらっしゃるって、原発事故以降、放射線問題に対して大変心を痛めていらっしゃる。そして、子供たちが放射線被曝による健康被害を受けないかということについて大変心配していらっしゃるお母さんたち、熱心にその対策を求めているというグループだということをご紹介したいと思います。そして、入間市内あるいは市外の皆様に呼びかけまして、今回署名を集めさせていただきます。

では、請願について説明させていただきたいと思います。請願項目1から5までございますが、これを順次その内容についてご説明させていただきます。請願項目の読み上げはいたしません。

請願項目1についてです。まず、ここで強くお伝えしたいことは、事後的な検査では意味がないのではないかということです。現在行われている検査は、子供たちが給食を食べた後に検査をしていると。もし事後的な検査で高い数値が出た場合、一体どうすればいいのでしょうか。それを吐き出させるわけにもいきません。一旦取り込まれてしまったセシウムは、体内に蓄積されていきます。そのようなことについて一体、ではどうするのだといったことも公表されていけませんので、大変私たちは心配しています。ですから、ぜひともできる限りという言葉をあえて使いますが、事前の、食前の検査をしていただきたいと。実際に国立市など、直前の検査を進めている自治体も幾つかございます。それが全く不可能というわけではないでしょうし、全ての品目というところに関しては、生鮮食品など難しい部分もあるかもしれませんが、できるだけそれを進めるということが不可能とは思いません。ぜひご検討ください。

それから、この項目について、現行の検出下限値、これは品目によって異なっていますが、20から30ベクレルという数字で検査されていますが、これは高過ぎるのではないかと思います。私たちは今回10ベクレル未満という、キログラム当たりですが、数値を掲げておりますが、10ベクレルでも高いという意見さえございます。

他の自治体の例を申し上げますと、低いところでは0.4あるいは1から3ベクレルといったような検出下限値、つまり厳しい条件での検査をしている自治体が多くあります。川崎市で1ベクレルパーキログラム、パーキログラム省略しますが、藤沢市で3ベクレル、横浜市でも3ベクレル、鎌倉市もそうです。相模原市でも1から3ベクレル、なるべく1に近づけるといったようなことを市の方が直接おっしゃっています。こういった市の多くでは、ゲルマニウム検出器、1,500万円から2,000万円しますが、これを実際にその自治体で購入して、これを運用しています。この運用に当たっては、さまざまな工夫もあり得ると思いますが、費用がかかることは承知していますが、子供たちの命にはかえられないのではないかと考えます。

そして、このように検出下限値にこだわるのは、低線量の被曝でもさまざまな疾患の原因になり得るという研究結果があるということです。多くの場合、発がん性が問題になることが多いですが、がん以外にも当然さまざまな健康被害の原因になり得ます。例えば心臓の筋肉というのは、どんどん更新される細胞ではありませんので、一旦被曝の被害を受けると、損傷を強く受けやすい。したがって、低線量の被曝でも心筋梗塞といったような心疾患を起こす可能性は大変高いというふうに指摘されています。ましてや特に子供たちというのは、放射線に対する感受性が著しく高いということが言われていますので、そういった面を考えると、なるべく低い検出下限値で検査をしていただいて、子供たちに安全な食べ物を口にしてもらいたいというふうに考えています。

もう一つ、現在行われている検査において、品目数が大変少ないと考えています。1週間の食材の中で、小中学校で4施設、そして市立保育園で4施設、合わせて8施設の各1品目ずつの検査だけしか行っていません。例えば1人の小学生が食べる食材の中というふうに考えますと、16校小学校がありますから、月に1品目ぐらいしか、はかられていないということになってしまいます。これでは安全性が保障されないのではないのでしょうか。例えば九州のお魚からもセシウムが出ているといったニュースがあります。また、ある県の、例えばA県のBという食材は安全であるという結果が一度はかって出たとしても、引き続き同じ県の同じ食材が安全であり続けるという保証もありません。ですから、現在の検査体制は、やや形式的にすぎているのではないかと。

例えば最近これは毎日飲むものですけれども、牛乳なんかに関しても入間市で給食にあてがわれているクーラーステーションの原乳からも、ことしの1、2月にはセシウムがやっぱり出ています。さまざまな食材から微量なものも含めて産地問わずセシウムが出ているという状態を考えると、現在の検査体制では品目数が少ないのではないかと。ですから、もう一度まとめますと、なるべく多くの、できれば全品目を低い検出下限値で丁寧に検査していただきたいというふうに思っています。

2番目の項目について申し上げます。ここで私たちは原子力災害対策本部が示した対象自治体17都県で生産されたものの使用を控えてくださいと書きましたが、これはあくまで目安として国の示した地域を掲げさせていただきました。地元農家の方々のお心を思うと、大変心苦しい面もございます。ただ、この第2項目に関しては、あくまで第1項目が十分に達成されない場合の補助的な手段として提案させていただいておりますので、その点をご了解いただきたいと思います。

ただ、この産地を特定するという点については、費用もかからず、手間も少ない、ないとは言いませんが、現場の方のご苦勞は承知していますが、そんなにセシウムの検出に比べれば手間も少ないですから、機材購入までの暫定措置としてはある程度有効ではないかと思えます。既に入間市の学校給食センターなどでは、現場でこれ早川マップと言われていますけれども、このような東日本の実際の汚染状況の地図を用意されまして、これ現場の方からお聞きしたのですけれども、納入される食材がどこの村で栽培されているというものをチェックして、この地図で色の薄いところからなるべく購入しようと、そういったふうに栄養士さんたちが努力されているという話はお聞きしています。ぜひ市としてもそういった現場の努力に報いるように、こういった産地の指定について制度化されて、バックアップする体制をとっていただきたいと思いますというふうに思います。

ほかにもお金をかけない手段としては、産直提携、これは実際武蔵野市の給食で実施されていますが、産地を特定して、あるいは生産者を特定して安全な畑から納入してもらうといったような工夫、これは幾らでもできることだと思います。その点、現在のところ積極的に工夫が行われているとは思いませんので、今後検討していただきたいと思います。

いずれ何らかの産地制限というのは機械、機材導入あるいは検査体制導入後も必要ではないかと思えます。特に魚介類に関しては、8月21日ですが、東京電力の発表、福島第一原発沖でアイナメの2匹から大変高い濃度のセシウムが検出されています。1匹のほうは3万8,000ベクレルという数字でした。現在も原発を冷やすためにたくさんの水が投入されて、その汚染水が垂れ流されている状態です。今後も生物濃縮が進むと、魚、魚介類の汚染というのはさらに深く拡大していくというふうに考えます。また、ストロンチウムなどセシウム以外の各種の存在も指摘されています。ストロンチウムは調べるのがとても大変ですから、検査で検出するというのは多額のコスト等、長時間必要になります。そうなると、産地の特定というのはある程度有効な方法なのかなと考えています。

第3の項目に行きます。第3の項目では、情報公開のことを申し上げておりますが、現状では私たちが食材の産地を知りたいと考えても、実際には現場の各小学校の栄養士さんたちにお問い合わせをすると、あるいは学校給食センターに問い合わせをするという形になってしまいます。お一人お一人の栄養士さんのお仕事のことを考えると、大変負担が大きいと思

いますし、逆に私たちも学校に子供を預けている親の立場として、大変申し上げにくい面もあります。市民の側からも情報にアクセスしにくいという問題が起きていると思います。

例えば国立市においては、市町村単位で生産地を発表しています、これホームページ上です。藤沢市でいえば、調味料の生産地まで公表しています。このようにきめの細かい情報公開ということが現在求められているのではないのでしょうか。この点、改善をお願いしたいと考えております。第3の項目については、そのようなことを求める内容になっています。

4つ目の項目に行きます。これは市独自の放射線量の安全基準を策定していただきたいということです。幾ら検査体制を充実させても、実際に検出されたときの対応を考えておかなければ、余り意味のないものになってしまうのではないのでしょうか。例えば500ベクレル出ました。だから、どうしましたかとなってしまうと大変困ったことになりますから、一体どのぐらいの基準で見ていくのかということについて、ぜひしっかりご検討いただきたいと思います。

国の基準があることは承知しています。しかし、その国の基準が十分に安全なものかどうかについて、私たちは不安を感じています。特に長期的な影響に対する不安というのは大変大きいものがあります。

私たちは、入間市の仏子に在住されていらっしゃいます元東京大学の原子核研究所の先生でいらっしゃる斎藤威元教授にいろいろお話を聞いたり、情報をいただいたりしているのですが、今国が言っている食品に対する基準の大もととなっている年間1ミリシーベルトという数値自体がとても高いものだというふうにおっしゃっています。これを埼玉県に当てはめます。埼玉県720万人の県民1世帯、25年から30年ぐらいの時間で考えますと、埼玉県内で今の被曝量で遺伝性の疾患が子孫に出る発生率は、これは研究ですから幅が広がりますけれども、3,000人から13万8,000人ぐらいの範囲で今後出るであろうと。あるいは今後10年間、埼玉県内でがんの発生が4,000人から1万2,000人ぐらいと予想されるというふうにおっしゃっていました。あるいは、がんで亡くなる人の数は1,000人程度あるいはそれ以上であろうと、これは一つの試算にすぎませんが、このような研究の報告もあります。

こういった場合に、よくこのぐらい未満だったら大丈夫ではないかという言い方をされることが多いのですが、放射線の影響にはしきい値というものはなく、低線量被曝だから安全ということは決してできないというふうに言われています。ですから、先ほど申し上げたように、がんでなかったとしても、あるいは重い遺伝性の疾患でなかったとしても、さまざまな健康被害が出る可能性は高いのではないのでしょうか。かつて国は、水俣病あるいは血液製剤、あるいはアスベストなどの問題において、常に対策は後手後手に回っていました。あるいは、場合によっては、そういった健康被害に対して隠したり、あるいはなかったことにしようとしたという歴史もあります。国の対策はトゥー・レイト・トゥー・スモールであっ

たというふうに思わざるを得ません。これを私たちに信じろと、お上が言っているのだと言われても、なかなか納得できるものではないです。ぜひ入間市独自の考え方で安全性を確保する手段を講じていただきたいと思います。

最近では、これ全く関係ない話ですけれども、ポリオに関して生ワクチンから不活化ワクチンへと変更がありましたが、ずっと長い間、生ワクチンは危険だということを言われ続けたにもかかわらず、国は対策が後手後手になって、しかしこれは神奈川県など、横浜市でしたか、そういった自治体の動きが国をリードして、今不活化ワクチンがようやく導入されました。入間市もぜひ国の言うことを聞くのではなくて、国をリードする形で子供たちの健康を守る施策をおつくりいただきたいと思いますというふうに思います。この点、ぜひお願いしたいと思っています。

5番目の内容については、簡単に言いますと、子供と親の心理的な負担を減らしてほしいということです。これも他の市区町村ではさまざまな形で、例えば市のホームページ上に学校の給食、不安な方はお弁当持参可能ですよというふうなことが明記されています。このような明示によって、心理的な負担を減らせる親御さんは大変多いと思います。こういった場合に、学校の中でそのようなことを扱うと、一部のお子さんたちが、例えば栄養士さんのお子さんだとか農家のお子さんたちがかわいそうではないかといったようなご議論があることも承知していますが、これはやや議論のすりかえではないかというふうに考えます。やはり子供たちの安全をどのように守るのかという視点で、ここはご検討ください。

最後に、これは個人的な意見になりますが、この問題については、例えば脱原発か否かといったような政治的な主張とは関係なく、切り離してお考えいただきたいと思います。あくまでこれは子供の命を守るための私たちの闘いであり、あるいはお願いであります。私個人的な事柄になりますが、2年前に入間市に引っ越してきました。東京都内に住んでいたのですが、大変環境のいい入間市、農村的な景観が残っていて、しかも都市的な雰囲気もあり、すばらしいまちだということで、妻と選んで、そしてここで子供を産み、育てています。ぜひその入間市が子供たちにとって安全で優しいまちであってほしいということを心から願っています。

議員の皆様には、いろいろなご意見があるのは承知していますが、子供たちの未来を考えるとこの立場で、この請願に対して検討いただければと心から思っています。私たちは決して、決して、決してこのことについて諦めずに闘っていくつもりです。今回の5項目のうち、1項目でも2項目でも結構です。一步でもこの問題について前進させていただきたいと思っていますので、活発なご議論いただいて、ご採択いただきたいと思いますというふうに願います。よろしく願います。ありがとうございました。

委員長　次に、紹介議員から何かありますか。

石田議員 座ったまま失礼します。

入間市の学校給食を放射能から守るための施策に関する請願について紹介議員を代表し、説明いたします。

ただいま請願者である東町にお住まいの山岡信幸さんから請願の趣旨が詳しく述べられました。それに対しまして基本的に賛同し、今回紹介議員となりました。私のほうからは、できるだけダブらない内容で説明したいと思います。

まず、原発事故による放射能汚染に対する地方自治体である入間市の対策は何か。そうした中の問題といたしまして、外部被曝に対しては事故現場から一定程度離れており、ある程度放射性物質を避けることができます。しかし、内部被曝は避けることができないため、地方自治体として一番の注意が必要だと考えております。内部被曝の問題は、体の中で非常に近いところで細胞が、より強い放射能を受けることになります。内部被曝の影響は、小さな子供たちと私たち大人では段違いです。大人は細胞分裂が活発ではありませんが、成長期の子供は毎日物すごいスピードで細胞分裂をして大きくなっていきます。同じ量の放射線が当たった場合でも、子供はより多くの被害を受けやすく、がん化もしやすいのです。ですから、子供の内部被曝は大きな注意が必要です。

子供の生活する場である家庭は、各家庭の責任で放射性物質が少ないか、あるいは入っていないものを買う努力でかなり防ぐことができます。子供のもう一つの生活の場である学校での内部被曝を防ぐ手段は、学校給食の検査しかありません。入間市においても1品検査に加えて学校給食センターの1食分検査が始まっていますが、今回の補正予算での小学校の自校給食検査は、2学期、3学期に1回ずつの検査しか期待できません。父母と子供たちの不安を取り除くため、さらに踏み込んだ検査にすることが重要です。

福島原発による学校給食の対策費用は、本来自治体の負担ではなく、東京電力への被害補償の対象になります。今回の東電への補償請求は、入間市が385万円であるのに対し、隣の飯能市は1,349万円であり、取り組みの姿勢の差があらわれております。たとえ被害補償の対象にならなくても、子供の放射能被害を防ぐため、学校給食の放射能検査を積極的に進め、父母の不安を軽減すべきではないでしょうか。

委員の皆さんの賛同を期待し、以上で入間市の学校給食を放射能から守るための施策に関する請願の紹介議員の説明を終わります。

以上です。

委員長 これより紹介議員への質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

宮岡幸江委員 今ご説明のありました、家庭では当然毎日のお食事は親御さんが選んで、それで子供たちに安全、安心なものと確信して与えているわけですが、その保障というか、本

当に安全だろうかというものの基準というのは、親御さんはどういうふうに選んでいるか把握されていますか。

石田議員 具体的には、恐らく産地だとかそういうところを選んだり、一定程度もちろん流通している限り、そんなに汚染の高いものは流通していないはずなのですが、その中でも当然検査にしても全部検査しているとは限りません。ほとんど1品検査が多いと思うのです。そういう中では、できるだけそういうものを選ばないとか、いろいろそういった情報を入手したその人の、その家庭の段階で違うと思いますけれども、それなりにやっぱり配慮して、それぞれ購入したりしていると思います。私のうちもそういうふうになっています。

宮岡幸江委員 やはり私たちもそうなのですけれども、孫もおりますし、なるべくそういうものは選んでいるとは思いますが、市販されているもので本当にこれが大丈夫なのかしらと思いつつも、裏の表示を見たりとかしながらやってはいますけれども、特に子供たちの食材を選ぶときに、基準というのは皆さんどのようにされて、今言われたのは産地とかとは言われませんでしたけれども、いろいろお話をずっと聞かせていただいた中で、どこまで安心してというか、信頼して食品を選ぶのか。請願者のほうからおっしゃられたように、本当にみんなが心配しているように、日本近海の海で泳いでいる魚たちも、結局はセシウムなり取り込んでいる魚ではないかというのを当然みんな心配しながらもやっていると思うのです。それがやっぱり市場に出ているものは私たちからすると、安心だと思っていますけれども、そこら辺の基準というのは、今国が示したものが安心よと言っていますけれども、それを信じてやっぱり皆さんも今のところはやられているのか、何か特殊なこういう食材の入手ルートがあるのか、その辺のことをご存じですか。

石田議員 いろいろな方法があるのではないかと。例えば私知っているのは生協だとか、そういうところは実際生産者とか生産地とか明らかにして全部販売していますね。そういう中から選んだりとかやっていますけれども、ただこれ長期的に、非常にこれからまた大きな課題だと思うのですけれども、今魚の話も出ましたけれども、直接大きい魚で汚染されている場合もありますけれども、多くは大きな魚、それより小さい小魚だとかどんどん小さいものをそれぞれ食べているわけです。それが蓄積されていくということになると、3年あるいは5年後になると本格的に親になって、それがとられた場合に、はたしてそれが安全なのかということで、そういう面ではかなり長期的な検査も必要だし、今後もやっぱりそういうところに対しても市民も恐らく各家庭でも気を使いながら、情報を集め、そういう点でいろいろ苦労しながら生活して、これ放射能は安全というものはひとつないのではないかなと思うのです。あくまで我慢基準的な形で、本来的には一切とらないほうがいいというのが原則でしょうから、そういった意味では、やっぱりある程度我慢できる範囲で、かといって生きていかななくてはならない、食料も買わなくてはならないと、そういう状況の中で国の示した基準の中で一応

購入しているという実態ではないかと思います。

宮岡幸江委員 今ほとんどの親御さんというか、市民の方たちは、先ほども国の水俣の話とかいろいろありましたけれども、でも国が最初に示した基準より今度は低くしてきているし、ほぼそれを信じてというか、今平穏というか、大丈夫だよなと思いつつ生活していると思うのですが、ある意味細かくここが危ない、危ない、危ないのではないかと心配が大きくなり過ぎると、ほかの市民の方たちへの不安もおおるといえるのかしら、そんなことはないでしょうか。

石田議員 不安をあおるということではなくて、むしろ事実をしっかり把握しておく必要があるのではないかと。低線量だろうと、いずれにしろ汚染された食べ物を食べているという実態をある意味で自覚する必要があるのではないかと思う。というのは、放射線被曝のやっぱり特徴が1つあると思うのです。1つは、放射線を浴びたからといって、あるいはそれを食べたからといって、一定量までのそういった軽い、少ないものと、ほとんど五感に訴えていかないと。その症状が出ることで大変なわけです。そういった状況だと、潜伏期間があって、今すぐにこれが病気が出るわけではなくて、10年後になるか20年後かわからないと。極端に言うと、いまだに恐らく市内でも七十数名の被爆者の人たちが、もう本当に60年以上前の被曝でもって、いつまた病気が出るかわからないと不安を抱えて生きているわけです。極端に言うと、それほど大きく、場合によっては数年なり数十年、あるいは15年とか20年先になって病気が出る可能性もあると。しかも、その中で個人差によってその症状が出るか出ないかも出てくると。

そういった関係がある上に、さっき水俣病とかいろいろ話がありましたけれども、私もこの因果関係が非常に説明しづらいというか、証明しづらいというか、例えば5年後に自分ががんになっても、これが今度の放射線を多く含んだものを食べた、それが原因だということは証明しづらいと。そういうようないろいろな特徴がありまして、私は今の状況ですと、とにかくできるだけ放射線に汚染されたものはとらないほうがいいと、そういった方向で低線量のものを我慢しながら食べざるを得ないという状況にあって、国民の人たちもやっぱりそういった不安を持っているのではないかなと。それらを解決するためには、とにかく現実的に検査をしっかりして、自分なり子供たちが今どういうものを食べているのか、そういった点はしっかり把握する必要があるのではないかとと思います。

以上です。

堤委員 大変にお疲れ様です。今紹介議員のほうから説明がありましたけれども、基本的に要するに市が持っている情報をいかに現場の生の実態というものを保護者に知らせるといえるのは非常に大事だと思うのです。そういう現状の情報をもとに、ある程度保護者としては判断基準がそれぞれ一律ではいかにないにしても、安心感というものも生まれてくると思うのです。

そういう意味で、私は今市が発信しているホームページ等の情報については、十分だという認識は持っておりません、これは紹介者と同じ認識だと思うのですけれども。ただ、保護者してみれば、全ての家庭がホームページで情報が得られる家庭ばかりではないので、市が例えば紙ベース等でもそういった情報を発信する必要はあると思うのです。そういう意味から、例えば具体的にこういう内容をこういう形でという具体的な提案がありましたら示していただければありがたいと思います。

石田議員　ここで書かれているのは、市のホームページや学校からのお知らせ、ホームページは確かにパソコン使えないと、これ見れませんので、そういう限界がありますけれども、学校からのお知らせ等によって、いろいろなこういったものを知らせてほしいとか、あるいは当然市報あるいは特別に回覧板なんて地域によってあると思いますので、いろいろな方法を通じて、できるだけ幅広い大勢の市民の目に触れて、それを理解できるような方向というのですか、そういった方向をやっぱり検討して、市のほうでやっていただきたいということだと思うのですけれども。

以上です。

堤委員　例えば今いろいろな自治体で同じように情報発信がされていますけれども、取り組みはその自治体によってさまざまな、内容もそうですし、中身そのものの濃さというのですか、そういうものも千差万別なのですから、紹介議員が知り得る情報の中で、例えばAという自治体はこんなに細かく現場の情報を発信しているのに、それに比較して入間市の情報量の少なさ、そういったものの何か具体的に例が挙げられれば教えてください。

委員長　申しわけありません。紹介議員のみに対する質疑になりますので、よろしくお願いいたします。

石田議員　いろいろ今材料いただいたのですけれども、途中でちょっと見ることでできないのですけれども、それぞれの自治体でやっぱり特徴があるのではないかと思います。その取り組み姿勢によっても違うわけです。実際に検査機器の種類によっても違うし、それを公表して市民に知らせる手段も全部変わってくると、そういう状況も違いますし、その自治体によって、例えば入間市ですと、市報だとか自治会、こういうものはほかの自治体と比べて割に行き通っているというか、発展しているので、そういうものをできるだけ生かしていただくと。ほかの自治体のを持ってきて、そのまま生かすということにはちょっとならないかなと。それはそれなりの入間市の独自のもので、できる限りやっぱり市民にわかりやすく伝える方法、それが例えば公民館活動が非常に活発ですから、公民館にそういった資料を置いたり、ポスターを張ったりとか掲示したりとか、それはそれなりの自治体でやっていく方法があるのではないかと思います。

宮岡治郎委員　請願項目の4番、「入間市独自の学校給食における放射線量安全基準を策定してくだ

さい」ですけれども、こういったことはそういう自治体もあるのですか。

石田議員 入間市の場合ですと、食材が100ベクレルですか、100ベクレルです。牛乳が50ベクレルという形で国の規制値が週に4品目となっていますけれども、越谷市ですと食材が20ベクレル、牛乳が20ベクレル、東松山市も20ベクレルの20ベクレルです。鶴ヶ島市は40ベクレルの10ベクレル、川越市が50ベクレルの50ベクレルですか、そういった形で自治体ではそれぞれ幾つか具体的に規制を独自に行っているというところがあります。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、委員外議員より質疑の通告が出ておりますので、これより委員外議員の質疑に入ります。

山本議員 大変ご苦労さまでございます。委員外議員から、まず紹介議員に7点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

なお、冒頭委員長からお話ありましたとおり、私から意見や感想等申し上げられませんが、もしお気にさわる部分があったとしても、あくまで請願項目の実現可能性についての質疑でありますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

委員長、これ一括ですか。

委員長 そうですね。1回なので、ですので、7つあるのであれば、ちょっとゆっくり……

石田議員 ちょっといいですか。

委員長 はい、少々お待ちください。

石田議員 もしできたら資料があるのでしたら、事前に皆さんに配付していただかないと聞き取れないし、誤解して質疑受けてもおかしなものですから、そういった配慮をお願いします。

委員長 今あれば、それを見ながらということは可能ですか。紹介議員に渡しながらの質疑というのが。

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時15分 再開

委員長 会議を再開いたします。

山本議員 では、順次お伺いをしてまいりたいと思います。

まず、1点目です。具体の請願項目についてお伺いしていきます。請願項目の1について、信頼し得る団体の検査結果云々というふうになっておりますが、この信頼し得る団体というのは具体的にどのような団体を指すのでしょうか、定義をお願いしたいと思います。

同じ項目の中で2点目ですが、現行よりも精密な検査の概要、一部紹介議員または請願者

の方からお話がありましたけれども、調理前の食材の全数全量検査あるいはその食材の中から抜き取り検査なのか等々、その詳細について、もう少しご説明いただければというふうに思っております。あわせて他市の例として、これは国立市等々の例が挙がっておったと思いますが、県下の状況についてお知らせください。

質問の3点目ですが、次に請願項目の2について、摂取量の多い食材、米、麦、牛乳等、また放射能物質を吸収しやすい食材、キノコ類等と列举をされておりますが、列举されている項目に該当しない食品というのは一体どういうものが挙げられるのでしょうか、例示をお願いしたいというふうに思います。そして、あくまで検査ができない場合ということでの前置きがあった話ではありますが、もし検査ができなかったとして、それら該当しない食品だけで給食というものを実際献立をつくれるのかどうかという部分についての可能性についてお聞かせをいただきたいと思います。

質問項目の次ですが、この項目に関連してなのですけれども、当市の学校給食は長年地産地消ということで実際進めてきておりますけれども、挙げておられる17都県の中には埼玉県も入っておりますので、こういう状況になった場合には、地産地消の取り組みは中止すべきであるというふうにお考えになっておられるのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

同じ項目の中で、17都県、これどこからどこまでがという部分調べましたけれども、青森県から関東地方全域を含めて新潟県、長野県、静岡県までのエリアが17都県になります。これらの地域から食材を一切調達できなくなるわけでありましてけれども、それで行くと、愛知県、岐阜県、富山県よりも西あるいは北海道から仕入れるということになるわけで、運送費等の調達コストの上昇は避けられないものと考えます。原材料費の上昇が避けられないということになりますと、学校給食法の規定に基づいて、これらの材料分負担というのは保護者の皆様のご負担になります。皆さんと違うご意見を持たれている親御さんたちにも同じく負担を求めなければいけないわけですが、この部分について負担分を受け入れていただけるご趣旨と理解していいかどうか確認をします。

次、請願項目の3から4とお示しをしましたが、4については、先ほど宮岡治郎委員の質疑に対する答弁でいただきましたので、3と5について、すなわち検査結果等の公表の部分、それとお弁当の持参等についての配慮ではありますが、この部分について県下での実施例がどのようなになっているかお示しをいただきたいと思います。

最後に、これも項目の2と5に関連してなのですけれども、誤解があったら申しわけないのですけれども、要するに安全性に不安があるような学校給食というのは、どなたのお子さんに対しても出してはいけないというロジックに立たざるを得ないと思うのです。そういうことになりますと、学校給食の提供自体を一時的に停止をして、全員お弁当にするという選

択も考慮に入れざるを得ないというふうに考えますけれども、そういう選択が願意に含まれていますでしょうか、ご確認をさせていただきたいと思います。

以上、質疑をさせていただきます。よろしくお願いします。

委員長 暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時19分 再開

委員長 会議を再開いたします。

石田議員 委員長にちょっとお願いしたいのですけれども、私一通り答えますけれども、紹介議員2人ほかにもおりますので、追加でもし答えたいというのがありましたら、その時間を保証していただきたいというふうに思うのですけれども、よろしくお願いします。

委員長 許可いたします。

石田議員 最初に、信頼し得る団体の定義、これは必ずしも皆さんが全部一致するとは限らないと思うのです。それはそれぞれのいろいろ運動をやったり、その活動をしたり、あるいは入間で……

委員長 ちょっとお待ちください。

ちょっと休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時20分 再開

委員長 会議を再開いたします。

石田議員 続けて答弁したいと思います。

信頼し得る団体の定義というのは、やはりそれぞれの運動なり、それぞれの企業なり、例えば入間市、それぞれの自治体によっても違って来るだろうし、それを一つの形で定義することは無理だと思います。今度の出ているのは、やはりこれなりのこうした運動をしている人たちが信頼し得る団体ということでとらえていいのではないかと思います。それが1点目です。

現行より精密な検査の概要、やっている状況というのは、それぞれせっかく会の人たちが陳情書とそれに伴う資料を膨大につけています。その中で、それぞれ検査機器の状況なり、そういった結果の公開から始まって全部重立ったところが調べられて出ています。その中には、埼玉県でも蕨市と所沢市の例も具体的に出ていますから、これを参考にいただければ理解できるのではないかと思います。

それと、請願項目2に列挙される項目に該当しない食品とはどのようなものか。この辺に

ついては、具体的に汚染されないものが何なのかというのはちょっと調べてありません、残念ながら。それらのみで給食をつくれると考えるかというのは、それは不可能ではないかと思います。ただ、汚染の程度が低いものを利用して実際につくっていくというのが基本だと思うのです。100パーセント汚染されていないものでやるというのは無理だと思います。

それと同時に、今の話で追加しますと、必ずしも今回の福島原発の事故だけではなくて、過去のチェルノブイリとかいろいろな原発事故もあるわけです。そういったものの放射能の影響も出ているわけですから、これは日本全国あるいは世界に行っても汚染されていないというのは全然ないとは言えないと思いますので、そういった答弁とします。

あと次の4点目の当市の学校給食が地産地消を推進しているが、中止すべきと考えるか、もちろんこれについては中止すべきと考えておりません。地産地消で、もちろんこれは進めていくべきだと。そのときに、問題は検査体制をしっかりやって、地元ですから、そういった点で信頼の置けるところをやっぱり地産地消ということで、より一層やっていくほうがいいのではないかと考えております。

5点目は、青森県から新潟、長野、静岡各県までのエリアから食材を調達できなくなるものと理解するが、運送費等の調達コスト上昇等に伴う原材料費の上昇分は、学校給食法の規定に基づき、保護者の負担増として受け入れていただける趣旨と理解してよいかというのですけれども、基本的には青森県から新潟県、長野県、静岡県、この地域、先ほど汚染のマップもありましたね。その中でももちろんこれに入っていないところも同じ県でもあるわけです。当然そういったところもあります。ですから、そういう中で、その汚染の度合いを当然検査していると思います。いずれにしろ、出荷のときはそれぞれ検査しますので、それらを参考にして選んでやっていく方向になるのではないかと。ですから、必ずしも青森県、新潟県、長野県、静岡県、新潟県というと、例えばこちらの姉妹都市結んでいる佐渡市や何かも全部入ってくるわけです。海産物なんかも本当にそういったものがもしあるとすれば、それこそいろいろ市のほうにも影響が出てきますし、そういったものも必ずしも、だからその中で低汚染のものをやっぱり選んで進めていくということが原則だと思います。

原材料費の上昇分、これはどうなるかわかりませんが、それに関してはどういう形で進めるのか、これが即値上げとなるのか、これは必ずしもそうならないと思うのです。実際にはこれは需要と供給のバランスあるいは市場のものによって変わってきますから、実際に一般的には部品、品物が足りなくなれば上がるという方向になると思いますけれども、それにかわるものが出てきたり、新しい要素というのは幾らでもあるのです。だから、ただ単純にこれの運送費の分が上がるということは考えられない。同時に、こういった特殊な状況が出てきた場合には保護者が負担すべきではなくて、市のほうがむしろ負担するとか、県から、あるいは国から補助をもらう、あるいはそれがもしこういった形であくまで今回の原発

によるものだということが明らかであったならば、東電に請求すると。むしろこういった保護者の負担がふえる状況だったら、それは東電の費用でこれ補償すべき分野ではないか、父兄にこれを課せるのは間違いだと思います。

請願項目３及び５について、他で実施している例、これについてもせっかく細かい資料が陳情と一緒に全部皆さんに配られていると思いますので、これを参考にしてください。

それと、請願項目２、学校給食の提供自体を一時的に停止する選択肢も考えられるが、願意に含まれるか、私は基本的には含まれているというふうに思うのです。例えば極端に汚染された状況があって、それを子供たちに提供し続けるというのは問題ですし、やはり一定の限界を超えた段階では当然学校給食そのものをやめて、全部自宅から弁当を持ってきてほしいと、そういう選択肢もあるのではないかと、以上思っております。

あと２人の紹介議員いますので、追加がありましたらお願いします。

委員長 何か追加ございましたらお願いいたします。

野口議員 答弁というよりも、ちょっと意見に近いのですが、ここに書いてあることについては……

委員長 いや、申しわけありません。意見はやめてください。答弁ですので……

野口議員 意見ではなくて答弁です。答弁でさせていただきます。

要はここに書いてあることは、もう一步検査を踏み出した場合に起こり得ることであって、それはそのときに考えればいいということであって、問題はどういう検査ができるか、どういう発表ができるかということについて、まず考えるということで、これは中途半端かもしれませんが、その後については、鋭意考えればいいことだと私は思います。

以上です。

委員長 よろしいですか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で質疑を終結いたします。

ここで請願提出者及び紹介議員の退席を求めます。ありがとうございました。

〔請願提出者及び紹介議員退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前１０時３２分 休憩

午前１０時３７分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、執行部に対し、参考意見の聴取を行います。

安道委員 それでは、何点かお聞きします。

先ほどの質疑の中でもあったわけですが、入間市の食品検査の食材選定については、

どのように行われているのか。先ほども産地の問題なども出ておりました。入間市の場合は、学校給食は地産地消をずっと掲げて、できるだけ地元の新鮮なものをというふうな形で、これも理念であったかと思うのです。そういったところでいうと、なかなか難しい問題も出てきたという点で、この点については、市としては選定の仕方等、また食材の選定については、こういった配慮をしているのか、その辺のところを現状についてお聞きしたいと思うのです。

また、この間……

委員長 1つでよろしいですか、1点。

安道委員 連動しているのですけれども、いいですか。

委員長 はい。

安道委員 また、食品の選定ということでは、タケノコとかシイタケとか数値がぐんと高いようなものも出てきたりということで本当に困ったかと思うのです。こうしたものの選定についてもどういうふうな検討、配慮がされたのか、この間の状況について、まずお聞きしたいと思います。

学校給食課長 それでは、これまでの取り組みと現状の検査状況というふうなことでお話しさせていただきます。

福島第一原子力発電所の事故以来、放射性セシウムが検出されて大きな社会問題になって以降の取り組みといたしましては、大きく2点ございます。1点目としては、産地確認を強化いたしました。産地確認につきましては、埼玉県の物資については、これまでも市町村名まで確認しておりましたが、原子力災害対策本部が求める検査自治体、17都県になるのですけれども、都道府県単位までの確認であったものを昨年これ6月からになりますけれども、納入業者さんのほうにご協力いただいて、市町村単位で確認してございます。

2点目といたしましては、国や県などのホームページを随時確認し、放射性物質の検査の状況やホットスポットと言われるような場所があったかと思えますけれども、その辺の情報収集をしたこと並びに各納品業者さんや、場合によっては地元のJAさんなどに直接問い合わせるなどして、その地域の放射性物質の検査状況について確認してございます。これらの情報をもとに、安全と思われるものを選定するように努めてまいりました。

このような状況で、平成23年度中につきましては、入間市独自の放射性物質の測定は行ってございませんでした。これ平成24年度に入りまして国や県の補助事業によるものなのですけれども、多額の費用を投入することなく、独自検査を実施することができましたので、現在では2種類の方法で検査を実施、それぞれ公式ホームページに公開しております。1つとしては、簡易検査機器による、これも先ほどから出ています主な食材についての測定の実施、これをしております。こちらについては、埼玉県が貸し出している、これは狭山市の堀兼学校給食センターに設置してある機器になりますけれども、そちらのほうの機械を利用いたし

まして、入間市は毎週水曜日、測定日として割り当てられておりますので、学校給食の場合は水曜の午後、保育所のほうが水曜の午前中ということで利用しております。これ学校給食の場合なのですけれども、自校給食16校については、5週で1検体、学校給食センターにつきましては5週で4検体について測定しております。

2つ目といたしまして、高性能検査機器、これはゲルマニウム検査機器と呼ばれるものなのですが、調理済みの給食丸ごと検査を実施しております。こちらについては、学校給食センターで調理した調理済みの給食についての検査になります。1週間分、5日分なのですけれども、これは埼玉県のほうで委託した検査機関に送付して、1週間分をまとめて測定しているものでございます。この検査は国のほうで学校給食モニタリング事業というのがございまして、そちらのほうを埼玉県が受託しているもので、ことしの6月4日から提供した給食、今年度いっぱいのものが対象になりますけれども、検査をするようになっております。こちらのほうの事業の目的については、学校給食における放射性物質の摂取状況の調査となっております。

タケノコとかシイタケの状況なのですけれども、今ちょっとわかるのが、実際にはシイタケは使っているわけなのですけれども、こちらについては、納品業者のほうから測定結果の数値が出ているものを使っております。産地のほうは大分県産になっております。

以上で答弁とさせていただきます。

安道委員 先ほどからいろいろ議論があったわけですが、市のほうでは市民の声に応じて、平成24年度から1品についてだけでも、県の補助事業というふうなことで検査を開始し、そしてモニタリング検査ということで国の交付金活用してというふうなことで、1食分丸ごとの検査というふうな形では乗り出しているわけなのですけれども、そういった点では担当課の方もいろいろ努力をしてくださっているのだなということは実感しているところなのです。

ただ、現状でいうと、ではこれで十分かというふうなことなのだと思うのです。1品1品、それも先ほどでいうと、小学校でいうと5週で1検体あるいは保育園で4週で1検体というふうな状況ですから、これでは防げるかとなったときに、この検査では難しいのかなと、現状の検査ではなかなかこういったものがどの程度あったのだというふうな後づけになる形ですよね、どうしても測定の結果については。国の学校給食センターのモニタリングについても後づけですよね。出た後のというふうな形になるというふうなことという、今回求めているのは事前の検査というふうな形の効果も今回の請願の中では求めているのだと思うのです。事前に検査をして、できる限りそういった食品を仮に高い数値が出た場合には排除できるようにというふうなことでの要望があったかと思うのですが、この辺については、今後可能性、そういったことについて、ここで陳情の資料なんかでも示されていますけれども、事

前に調査したことで、その食品を排除したというふうなことが結構例で示されているのです。だから、検査した意味も出てくるのかなというふうなことでいうと、そういったことを保護者の皆さん、望んでいるのだと思うのです。

例えば生鮮食料品なんかだと難しいですよ。お肉ですとかお豆腐とかだと難しいけれども、例えば一定度前に食品を確保できるようなものについては、事前の検査というのが可能なのではないかなというふうに思うのですが、そういった工夫とかというのはどうなのでしょう。事前の検査、食材によっては可能なものもあるかと思うのですけれども、そういったことについての検討とか可能性というのはどうなのですか。

学校給食課長 まず最初に、現在の埼玉県が設置した機器を利用している状況で申し上げますと、今の状況で事前の検査ということになりますと、当然時間の問題、あと給食食材の多くのものはほとんどのものは当日納品になっておるという現状がございます。そういうことから、実際には難しいと考えております。

ただ、納品する際に、物によってはになりますけれども、検査されているものも当然ございますので、その辺は十分確認はしております。それと、先ほど申し上げましたように、平成23年度の取り組み、直接必要に応じては産地のほうへ紹介したり、あとは各都道府県の検査体制も今充実しつつございますので、その辺から情報がとれるものはその中で、より安全なものを選択するという事で考えております。今後ということになりますと、これはまだ担当部署と協議しているわけではございませんので、細かいところまではちょっと申し上げられませんが、市民部のほうで消費者庁のほうから入る検査機器が入間市のほうにも10月末までには設置されるということで聞いております。市民の方々向けのものではあるけれども、学校給食のほうでも使える時間はありそうだとということでお話をいただいておりますので、今後については、それも利用して検査品目のほうはできる範囲内でふやしていけたらというところでございます。

以上です。

安道委員 そういうふうな、ぜひ活用していただきたいなという思いでいるわけなのですが、あとこの中にもありましたけれども、例えば御飯やパンや麺類などあるいは牛乳ですか、継続的にずっと摂取する、食べるものについては、より検査が丁寧であってほしいというのが皆さんの願いだと思うのです。この辺については現状でどうなっているか、できる限り不検出の食品をとるという思いでいると思いますけれども、どのようになっているのか、その点について。

学校給食課長 主食につきまして、パンとかにつきましては、今多くは埼玉県の学校給食会というところから納入しているわけなのですが、そちらのほうでは検査ができておりますので、そういうものを入れております。牛乳についても学校給食会なのですが、そちらは県

のほうのホームページで定期的な検査を実施してあって、結果については、県のほうのホームページに掲載されている状況です。

安道委員 当然のこととして、この辺には十分な配慮といいますか、できる限りのことはしているのだというふうにこちらのほうでも思っているわけなのですけれども、こういったことについて、できる限りこれだけのことはやっています、あるいはこういう数値です。例えば御飯とか麺とかパン類なんかの数値についても把握はしているのだというけれども、知らされてはいないわけなのです。だから、できる限りそういったことを数値を知らせていくということが大事なのだと思うのですけれども、ホームページや、それからさまざまな形で広報しているというふうなことです。あるいは、きっと給食だよりなんかでも各学校を通してお知らせしているのだと思うのですけれども、より丁寧なお知らせ方法というものもやっぱりこれからは必要になってくるのかなと。せっかくの努力がなかなか見えてこないというのもあるかと思うのですが、その辺のところはどうなっていますでしょうか、お知らせの方法について。

学校給食課長 検査結果につきましては、今現在市の公式ホームページのほうには載せてあります。

ただ、ホームページに関しまして、昨年の定例議会の中でもご指摘はいただいております。その辺で、ホームページそのものの今つくりかえといいますか、修正をしているところでございます。産地についても先ほどちょっとお話ししたとおり、うちのほうでは当然把握はしてございますので、今後それについてもホームページに載せて、不安を持たれる方々が直接例えばそこの県のホームページで確認できるように載せていきたいと思っております。時期につきましては、何月何日というわけにはいきませんが、ホームページ全体のちょっと調整を今しておりますので、あと他課との調整ぐらいのところまでは来ております。

以上でございます。

委員長 安道委員に申し上げます。

できるだけ簡潔に、意見の聴取ですので、よろしくお願いします。一般質問とは違いますので、聴取という形をお願いいたします。

安道委員 ごめんなさい。よく知りたいという思いで皆さんおられると思いますので……

委員長 ですから、ご自身の主張ではなくて……

安道委員 いや、主張していません。

委員長 質疑をお願いいたします。

安道委員 質疑しています。主張していませんので、その辺はきちんと受けとめていただければと思います。

何だかごめんなさい、ちょっと混乱しましたけれども、今さまざま努力していただいているので、そういうふうなホームページ上の工夫もしていくというふうな考え方の方ですけ

れども、市のほうでは担当課では職員もふやさず、現状の中でやっていらっしゃるということで、本当に目いっぱいなのだろうなと思っております。市の財政に負担をかけないということで、県や国の交付金をどうやってとろうかと一生懸命努力した結果のあらわれと、その努力は買うわけなのですけれども、先ほど来あったように、これは自治体としてきちんと責任持ってやっていくという姿勢を今示すときなのだろうなという点では、担当課としては、やっぱり一定の予算を確保していくという姿勢が必要かと思うのですが、その辺のところをこの検査体制とか周知の方法を含めてどうでしょう。

教育総務部長 私どもの取り組み姿勢に対しまして、ご理解いただきまして、まことにありがとうございます。先ほども担当課長のほうからお話ございましたが、平成23年度につきましては、これまで特に検査そのものは行っていなかったわけでございます。改めて今安道委員さんからもお話ありましたように、できる限り市の歳出を抑えながら、入間市として、あるいは子供の学校給食の安全、安心を守る観点で、できるだけの取り組みをしてきたところでございます。

今後につきましては、基本的にそもそも論ではございますが、市場に流通している食材については、国が示した基準の中で示しているものだということで、基本的には安全、安心なものが市場には流通しているのだという理解でございます。また、先ほど来の紹介議員との質疑の中でも、一般のご家庭におきまして最低限、市場にあるものの中でよく産地等を確認しながら行っているというご答弁もございました。私どもも同じようなスタンスで、先ほど課長もお話ありましたが、産地確認をより強化しながら、またちょっと危なそうなものにつきましては、より産地のほうを確認しながら、また仕入先のホームページであるとか、あるいはJ Aへの直接の電話確認等を行いながら、よりお子さん方の学校給食への食材の取り扱いには最善の努力をしているということでございます。あわせて今後の予算の獲得でございしますが、前向きに努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

安道委員 請願項目の5点目で、児童生徒及び保護者の精神的負担を軽減するためにお知らせをというふうなことで、そして弁当、水筒の持参が可能であることを周知してもらいたいというふうなことで出されているわけなのですけれども、この点について、学校のほうでは現状どうなっているのか。あと児童生徒、保護者の精神的負担については、やっぱり不安や心配に対する思いに寄り添うというふうな形で十分に酌み取っていただけるような対応が必要かと思うのですが、この点についてどのようになっているのか、また今後はどのような対策を講ずるのかをお願いします。

学校給食課長 今現在弁当の対応ということなのですけれども、これは放射能の問題ではございますが、今現在実際にアレルギーをお持ちの方とかでお弁当を持参していただいている方はいら

っしゃいます。そちらに関しては、各学校の先生、担任なりと調整して弁当を持ってきているような形になっております。これを周知ということになりますと、例えば現状でもアレルギーであったり、宗教的な問題であったり、さまざまなご事情でそういう対応をしている方がいらっしゃいますので、仮にホームページに載せる場合であっても、必要な場合にはご相談くださいというような、その辺がいいのかないかなということでは考えております。

宮岡幸江委員 先ほど安道委員からのお話で大分わかったのですけれども、今回の1番目からちょっと伺いたいのですけれども、今行っている1品検査というのでしょうか、各学校からの4品目を検査しておりますけれども、それと同じぐらいのレベルのものが計画ではあるけれども、市民部のほうで用意されて、10月以降にはもうちょっと品目がふやせるのではないかという今お話ありましたよね。ということは、保育所を含めて子供たちのやっぱり学校給食に対する思い、本当に皆さん心配されているとおりののですけれども、それはほぼ確実なのですか、計画の中にあるのですか。

学校給食課長 市民部のほうで入れる機械につきましては、ここで実はお話をいただいた関係なのですけれども、ただ機械そのものは金額的に見てですけれども、今うちのほうで利用しているものと同等と思われますので、当然今の県の貸し出しの機械については、毎週水曜日という制限がございますので、市民部に、これ本庁のほうに入る予定だと聞いておりますけれども、1台機械がふえるわけですので、品目についてはふやせると思っております。

ただ、学校給食の場合でちょっと申し上げますと、これ本庁に設置される予定ということで聞いておりますので、時間的なものがどこまで対応できるかというのは今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

宮岡幸江委員 部署が違うところのことを詳しく聞くのもなかなかお答えしにくいのかもかもしれませんので、ということは本庁に入るということは、先ほど請願者のほうからおっしゃられた、事後でなく事前にということに対しては、これは対応できるのですか。新鮮な食材がそれについては幾日か前に納入されなければいけないわけですが、機械が入ってもそれは無理だということですか。

学校給食課長 その必要性に関してはいろいろお考えあろうかと思っておりますけれども、仮に本庁に入ったとして、生鮮品、野菜とかは入間市の場合には衛生管理基準遵守して当日納品にしておりますので、出勤体制変えて云々というところまではちょっとまだ検討していないので、あれですが、現状の体制ではちょっと難しいのかなというふうに考えております。

宮岡幸江委員 わかりました。

それから、もう一つ、市の独自の基準をということでの請願項目の4番目なのですが、今国も示すところですが、もし入間でこういうことをこれから基準をつくるとい

うことはどうなのでしょう。不可能ということはないと思うのですけれども、時間的にとか、それからさっき安道委員もおっしゃったように、今の人員体制の中で、これ取り組めるものでしょうか。

教育総務部長 今宮岡幸江委員さんから市のほうの独自の基準を設けられるかという部分で、人であるとかそういった部分でのご質疑いただいたわけですが、そもそも人に対するこの基準で、入間市として十二分な説明ができる根拠を持てるかという内容になってまいります。大変恐縮でございますが、入間市にはそのような人材あるいはそのようなものの部署である、あるいはそのようなものの施設が一切ございません。しかるに、入間市としては、二重基準をもつ可能性がないということでお答えとさせていただきます。

宮岡幸江委員 ５番目の学校給食のことについてお聞きしたいのですけれども、学校給食とは何たるものかというか、教育総務部のほうからしたらば、どのようにとられていらっしゃいますか。

学校給食課長 学校給食の始まりは、貧困でおなかを満たすということの理由で始まったとはなっておりますけれども、現在の学校給食は学校での食育の一翼を担う大事なものであると認識しております。ですから、できることであれば、全員の生徒さんが同じように喫食できるのが理想ではないかとは思っております。

以上です。

堤委員 具体的に請願項目に沿ってお聞きしたいと思うのですけれども、例えば今話のあった項目４のうちの入間市独自の基準を設けることについて、既に独自の基準を設けてやっている自治体もあると思うのですけれども、そういったところの情報というのはどういうふうに収集していますか。

学校給食課長 独自基準をつくったというところは幾つか確認しております。先ほど部長の答弁の中でありましたように、基準をつくる以上、論理的な根拠というのは必要かなとは思っているところなのですけれども、これ全部確認したわけではないのですが、県内他市で給食の基準をつくったところに確認したところによると、特に要は何か根拠があって、その数値にしたというようなことは聞いてございませんので、今の国の基準と別なものをつくるだけの理由はないかとは思っております。

以上です。

堤委員 その情報の中で、例えば実際にもう独自の基準を持って運用しているわけですね。その運用の中で出てくる、当然いい面もあるでしょうし、またデメリットの部分もあると思いますけれども、そういった情報を収集して整理してどんな判断されていますか。

学校給食課長 最近の状況で申し上げますと、例えば独自基準を半分にしているところ、たしか東松山市さんもそうだったかと思うのですけれども、検査自体が今の入間市でやっているような簡易的なスクリーニング検査機になっておりますので、その基準を上回って使えなくなった

というようなことは最近では聞いてございませんでよろしいでしょうか。

教育総務部長 ただいまのご質疑、今課長のほうでお話ししたのですが、メリットとしては市の独自のものの、あるいは国の基準があるものですから、当然食品でいけば100ベクレルが基準ですので、それより例えば他市で持っているところだと50ベクレル、40ベクレルであれば、その基準値以内であれば恐らくその市では安全である、安心であるというふうには見ると思うのですが、もし仮に70ベクレルだ、80ベクレルと出た場合に、国は安心だと言っているが、市ではだめですよ。そのときに、市内の例えば何かで出たときに、どういうふうに収拾、混乱をおさめるのか、そういったデメリットがあるのかなというふうには思っております。

以上です。

堤委員 例えば独自基準を仮に設定した場合に、出荷先で当然検査しますよね。それが国の基準をクリアしているものは市場に出回ると。だけれども、その値が市の基準に照らして、それ以下であれば当然それは利用できるという話になりますけれども、その出荷元の検査データが明らかでない、不明なものも現実には利用しているケースあると思うのですよね、今現在も。そうなった場合に、独自の検査体制を構築しない限りは、データの無い品々については、これは使用、原則としてはできないという話になりますよね。入間市がそういったデータの無いものについては、独自で検査をしなければいけないといった場合に、想定される経費とか人的なものを含めてどういう準備が必要なのか。

教育総務部長 堤委員さんのご質疑の理解はよく存するように認識はしてございます。

ただ、大変恐縮なのですが、私は今学校給食の分野で今回取り扱ってございます。学校給食におきましては、先ほども課長のほうでご説明いたしましたように、産地の強化であるとか、あるいは新たに給食の食材の一つとして、こういった例えばシイタケであれば、先ほどのご質疑でもありましたけれども、西日本のほうのものをできるだけ調達するような形で努力に努めてございます。お答えには当たらないかもしれませんが、そういう形で学校給食のほうでは努めているということでご理解いただきたいというふうに思っております。

堤委員 現場では調理に関する人、また栄養士も含めて一生懸命努力をされているという認識はあるのですが、この請願項目を実現するためには、そういったハードルを越えていかなければならない部分もあります。そういったときに、独自の基準を仮に設定した場合に、データのあるものについては事前にわかります。データの無いものについては、独自で検査しないと使えるかどうかというのは不明になってしまうわけでしょう。そういった場合に、使えるものの選択するためには、当然自前の検査体制というものが必要になってきますから、それに係る経費というか、準備段階ではどういう試算があるのですか。

学校給食課長 おっしゃられるとおり、食材によっては出荷元のほうで数値が出ているものもございしますが、生鮮品などにつきましては、当然国の基準の中で市場に流通しておりますので、仮

に入間市が例えば基準をつくったとしたら、1品1品について検査する必要が出てくるので
あろうかと思います。その基準についての考え方につきましては、先ほど部長のほうの答弁
のとおりですので、仮にそうなった場合、例えば人をどのくらいふやす必要があるか、検査
機器をどのくらい入れなければいけないかという試算については、申しわけございませ
んが、現状では行っておりません。

以上でございます。

堤委員 なぜやらないのですか。そんな難しいことですか。

学校給食課長 現状、そのもととなる基準をつくる必要があるかどうかという考えについては、先ほ
ど部長が申し上げましたとおりですので、今は試算をしていないということでございます。

堤委員 仮に独自の基準を設けた場合に、市場に出回っている産品をそのまま使えないものも出て
くるという予測はできますよね、当然基準が下がるわけですから。そうなったときに、現場
の調理に、要するにそれぞれの学校で献立表というのがありますよね。その食材の調達に影
響が出るのかどうか、そういったことが予測できるかと思うのですけれども、範囲が絞られ
るわけですから、そういった影響の懸念というのはどういうふうに考えていますか。

教育総務部長 大変恐縮なのですが、今そもそも市場に流通しているものは安全であると先ほども課
長のほうで答弁させていただきました。今お尋ねのケースのときがあった場合、日本中にそ
のようなケースがあるのであれば、私どもも市長部局に対して予算の要求はしてまいりたい
というふうに思っております。

ただ、現状におきまして、マスコミ等から知り得る範囲内であれば、今私どもが努力して
いる範囲内で市民の、あるいは学校給食における安心に対する姿勢でよろしいのではないか
というふうに理解してございます。

堤委員 次に、請願項目の5番目なのですけれども、学校給食の中ではアレルギー等の対応という
のは実際にされていますよね。どのくらいの子供さんがいるか、その実態はわかりませんけ
れども、少なくとも各学校にはそれぞれいらっしゃるのだと思うのです。そういった子供た
ちについては、実際に弁当持参が可能になっているわけです。私はアレルギーに関してもそ
うですけれども、一般的に子供たちがみんなと並列でないと、そういう特異な子供に対して
はいじめの温床があるという、そういう指摘もされています。みんな一緒にないと、何か仲
間外れになるとか、現実アレルギーの子供さんに対応していることが原因でいじめが発生
しているとか、そういう現状というのは学校現場にありますか。

教育総務部長 私のほうでは、今のそれに限ってのいじめ等については、特には情報として入ってご
ざいませぬ。

堤委員 実際にこういった保護者の心配から、うちの子供は弁当持参をさせてほしいというような
学校への相談とか申し入れとか、そういう状況はありますか。

学校給食課長 最終的にお弁当持参になっている方はいらっしゃるかと聞いております。

ただ、相談を受けたというのは1回か2回、ちょっと入っております。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、委員外議員より参考意見の聴取の通告が出ておりますので、これより委員外議員の質疑に入ります。

山本議員 では、紹介議員にもお伺いした部分と符号する形で4点ほどお伺いをします。

まず、1点目ですが、請願項目の1について、先ほど来委員さんとのご質疑、答弁の中で断片的に出ているのですが、まとめるということで端的に伺います。請願項目の1について、現在の技術水準等から見た実現可能性について、どこまで願意を達成できるのか、その部分についての所見を端的にお示しいただきたいと思います。

2点目、請願項目の2について、17都県の部分の話であります。請願書の願意はあくまで上記の検査、請願項目1が達成できない場合においては、17都県で生産されたものの使用を控えてほしいということでありますので、請願書の趣旨に沿ってお伺いしますが、遠方からの調達に切りかえざるを得なくなります。この場合の給食費、賄い材料費の上昇見込みについてどのようにお考えであるか、ご所見をお示しいただきたい。あわせて、中学校は公会計、小学校は私会計になっていますけれども、給食費への転嫁の実現可能性についてご所見をあわせてお示してください。

3点目、これに関連して現状展開している学校給食分野での地産地消の取り組みについての、この事象を踏まえての見解についてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、請願項目の4については、可能性がないということでご答弁がありましたので省きますが、3と5について、これらの請願後についての実現可能性についてご所見を伺います。特に3の部分について、生産者名及び流通業者名の部分については、これも発表の公表の方向いかにによっては、風評被害等のリスクも考えなければいけない、制度のつくり込みとしてあろうかと思いますが、その部分についてあわせてご所見をお聞かせください。

その次に、請願項目のと2と5に関連して伺いますが、この請願項目の願意を全て達成するという部分、この請願状況を全て満たす条件において、学校給食の提供継続が技術的、経済的かつ合理的に可能であるかどうかのご所見をまず伺います。

最後に、ここまでの議論の状況を受けて、仮にですが、給食の提供継続が合理的に困難である、不可能となる状況において、学校給食の提供そのものを一時的に停止せざるを得なくなる可能性について、実務上の部分についてのご所見をお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

学校給食課長 最初のご質疑、請願項目1について、現在の技術水準から見た実現可能性になりますけれども、先ほど来少しずつ断片的にお話はしてございますけれども、検出限界値10ベクレル未満ということになりますと、ゲルマニウム半導体を用いた、要は高精度の検査機器を、あとは検査の時期ということもございますので、単独で導入し、それなりの人員の確保がまずは必要になるかと思えます。どこまでというのはまた別な議論として、現状、今うちのほうで考えている県のほうの機械を使ったり、今後市民部のほうに入るものを利用すると、現実的には難しいかなというふうに考えております。

2番目の産地を遠方から切りかえた場合の給食費への転嫁ということなのですが、現在の学校給食の食材については、そもそもが市場のほうから調達しております。これは入間市から見て遠方ということになっても、そのことが理由に高いということは現状もございませんので、給食費がこのことについて上昇するということはないと思っております。ですから、よって給食費への転嫁も当然ないことになるかなというふうに考えております。

ただ、調達地域を限定することによって、特に野菜などは天候によって不作等がございますので、別の弊害が出てくるのかなというふうには考えております。

次に、現在の地産地消に対する見解ということなのですが、こちらに関しましては、今うちのほうで学校給食のほうで取り組んでいる内容といたしましては、市内の主にこれ野菜農家さんになるのですが、協力を得まして地産地消の取り組みとしております。取り組んでいるわけなのですが、実際には出荷の時期の問題や生産量など、農家さんによっていろいろございますので、通年を通して利用できている状況ではございません。しかしながら、食育を担うのが給食だと考えておりますので、今後も拡大に向けては努めていきたいと考えております。

3番目と5番目についての実現可能性ということなのですが、まず3については、食材を市場から調達しておりますので、生産者の方や流通業者の方も多数ございます。全てについて公表するということは困難だとは考えております。生産地のホームページ等で検査した生産物についても生産者の個人名までは載っていない状況があるかと思います。食材によって、しょうゆやみそといった調味料についても、その原材料に関する生産者名の取り扱いと同様でない状況もございます。野菜などについては、産地について県名、調味料については主な使用材料、この辺のものは産地の見積もりや納品時点で把握できますので、公開することは可能であろうかと考えております。この辺につきましては、他市の例も参考にしながら、今後準備を進めていきたいと思っております。

5番目の不安を感じていらっしゃる保護者の方に関して弁当の関係かと思うのですが、こちらのほうも先ほどちょっとお話しさせていただきましたとおり、現状でもアレルギー等の理由で実際に何人かお弁当の方がいらっしゃいます。こちらについては、学校と保護者の方

の話し合いで、各学校ですから、校長先生の了解を得た上で、できる範囲内で対応しているものと思っております。この状況で先ほどお話にも出たいじめとか、そういう問題はないと聞いておりますので、各学校の先生方のご努力だとは思っているのですけれども、そういう状況がございますので、放射性物質に関して仮に載せるとしても、放射性物質云々で弁当ということではなくて、必要がある場合にはご相談いただければ対応いたしますというようなところでよいのではないかと考えているところでございます。

最後のご質疑が、給食の提供が不可能、不能となった場合に、学校給食の提供を一時的に停止せざるを得なくなる可能性についてということなのですけれども、こちらについては、これまで申し上げましたような状況から、学校給食を停止せざるを得なくなる可能性については、現状考えてございません。仮に国の基準値を超えることが測定の結果で頻発したような場合には、そのようなことも起きるのかなとは思っておりますが、学校給食の持つ役割からすると、そういうことはあってはいけないものだとは認識しております。

以上でございます。

委員長 今のご答弁は、センターも自校給食もホームページに載せることが努力すれば可能であるという認識でこちらは思っております。

学校給食課長 できる範囲内ということになるかと思っておりますけれども、現状をちょっと申し上げますと、学校給食、センターも自校も野菜と肉以外については、一括購入ということでやっております。そちらのほうは、うちのほうでという言い方はないのですが、学校給食センター、学校給食課のほうで把握できますので、今の考えとしては2本立てで考えております。学校給食課が所管する部分として、一括購入部分については学校給食課のほうで見る。ホームページそのものに手をつけているというのは、学校給食課というものとセンターというものが今までごっちゃになっていましたので、その辺明確にわかるようにいたしました。センターのほうのホームページの中では、センターの部分について可能な範囲内で対応したいと思っています。学校のほうは大体できているけれども、今調整中だとお話しさせていただいたかと思うのですが、そちらについては、各学校については、各学校でホームページを持っております。そうなりますと、当然所管が違ってきますので、どこまで対応できるかというのは今後調整する必要があるかなとは思っております。ですから、今の段階で全てというふうには申し上げられませんが、その方向で事務は進めていきたいと考えております、現状においては。

以上です。

委員長 部長はその点はいかがですか。結局今ずっと聞いていて、センターと、やはり自校の考え方で皆さん、請願された方もやっぱりお聞きになっていると思うのです。そのときに、やはりどうしてもセンターの考え方、自校は学校ごとなので、答えわからないと言われてしまう

と、非常に聞いているこちら側も難しくなってくるのです。

教育総務部長 大変ご答弁遅くなりまして、申しわけございませんでした。基本的には私どもとしては、こちらの今テーブルにのっている請願の趣旨につきましては理解してございます。また、公表に当たっても、ちょっと後手に回っている部分も認めているところでございます。

そういったことで、今課長からもお話ありましたように、できるところから学校給食の部分については、もう既に取りかかって、もう間もなく他課との調整が合えば入れるということでございますので、まずもってそちらのほうが先行で行っていきたいと。自校につきましては、16校それぞれ管理権限が校長のほうにありますので、そちらについては、お時間かかるかと思うのですが、先ほど課長のほうの答弁の最後にありましたが、自校のほうにもそれを促していきまして、できるだけ自校のほうにつきましても食材の公表に努めるように、私からも強く指導してまいりたいというふうに思っております。

委員長 保育所関係については、いかがでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 保育所関係につきましても今現在単品の検査のほうをさせていただきまして、これにつきましては児童福祉課のほうのホームページのほうに載せております。ですから、保育所の場合には各保育所ごとということで、保育所で対応しているわけではなく、児童福祉課のほうで一括今後に対応のほうはさせていただきたいと思っております。

委員長 民間の保育園に対しては厳しいですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 民間さんにつきましては、今のところ検査を実施しているというような情報はいただいておりません。先ほど来話があったとおり、10月の末ぐらいから市民生活課のほうに測定器が入るということで、民間さんもそういったご要望があれば、その測定器で測定のほうはさせていただこうかなと思っております。

以上です。

委員長 以上で執行部に対する参考意見の聴取を終結いたします。

これより討論に入ります。

△趣旨採択の動議

〔(動議です。いいですか) と言う人あり〕

宮岡治郎委員 趣旨採択としたいと思う動議なのですけれども。趣旨採択としたいと思いますが、いかがでしょうか。お取り計らい願います。

委員長 ただいま議題に付されております請願第1号 入間市の学校給食を放射能から守るための施策に関する請願については、趣旨採択とする動議を提出ということでございますが、よろしいですか。

安道委員 済みません、暫時休憩をいただきたいのですが。

委員長 暫時休憩いたします。

午前 11 時 34 分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ただいま請願第 1 号 入間市の学校給食を放射能から守るための施策に関する請願に対し、宮岡治郎委員から趣旨採択にしたい旨の動議が提出されました。

よって、直ちに本動議を議題といたします。

宮岡治郎委員から動議の趣旨説明を求めます。

宮岡治郎委員 全てを言ってしまいますと、討論の文書そのものを読み上げてしまうのですが、おおむね言いますと、請願の趣旨や項目をさまざまに考慮した結果、趣旨採択すべきが妥当であると判断しております。

委員長 以上ですか。

宮岡治郎委員 はい。

委員長 それでは、宮岡治郎委員に対する質疑を行います。

質疑を願います。

小出委員 おおむね賛成ということであれば、本採択で賛成でも別に、動議をわざわざ出したという意味がよくわからないのですが、今の説明だと。もう少し具体的に話していただきたいなと思います。

宮岡治郎委員 現状でおおむね十分であるものの、部分的な改善を願うものですので、趣旨採択が妥当だと考えております。

小出委員 請願というものは、やっぱり市民の願いを取り上げて、努力しているということを議会が執行部に対して求めていくという形だと思うのです。そういう意味では、趣旨採択ではなくて本採択で別に問題ないというふうにこっちはとるのですが、今の宮岡委員の話だと。

宮岡治郎委員 請願項目別に即して考えてみますと、おおむね賛同できる内容もございますし、また請願者がやはり多少錯誤がおりになるのではないかと、現実問題、これは実現が不可能であろうなと思うようなものもありますので、それを何かありましたら、趣旨はわかりますけれども、ただ個別に当たってみますと、やはりかなり難点もあるのかなと、そういうところでございます。

小出委員 厳密な部分で市民の方が子供の命を大事にするという意味で、放射能が少しでも入ることによって、先々命の問題にかかわってくるというところで、この現実さを求める気持ちはすごく十分わかると思うのです。

それで、先ほど説明者がおっしゃったように、すぐやれということではなくて、こっちも

できるだけこういう方向にしていきたいと、1つでもいいから、1つずつでもいいから進んでもらいたいという気持ちを酌んで、より早く進むべき方向を求めるという意味では、宮岡委員の今おっしゃったことで別に問題ないのではないかというふうにこっちは捉えてしまうのですけれども、その辺はどうですか。

宮岡治郎委員 確かに将来にわたる健康被害についてるご説明があった、その危惧、懸念は十分に理解するものでありますけれども、やはり入間市の学校給食の機能を円滑に維持すると、そういった必要性もあるのではないかと思います、こういう判断にいたしました。

小出委員 それは先ほど執行部の方々にみんな質問したところで、そういう方向性は大丈夫というか、とりあえずは当面は給食をやりながら、その上でのこちらの要望なわけですね。だから、やっぱりこれは意見の交換みたいになってしまっていますけれども、その辺で動議の部分の趣旨で行くということの、その意味がちょっとよくわからないのです。

宮岡治郎委員 つまりこの請願は、今の給食についての検査体制の改善を求めるというところに主眼があると思うのですけれども、私どものほうは現状でおおむね十分であるという、基本的にそこについては肯定しております、しかしながら、やはり改善は願うと、そういうところでございますので、請願者の趣旨を尊重して趣旨採択は妥当だと考えます。

小出委員 言っていることはわかりました。

委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ提案者の宮岡治郎委員に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、請願第1号に対する討論及び趣旨採択に討論を一括して行います。

討論を願います。反対の方から願います。

安道委員 現在提出されました趣旨採択に反対し、本請願に賛成の立場から賛成の討論を行います。

本請願は、東町にお住まいの山岡信幸さんから提出されたもので、本請願と同趣旨の陳情書も1,600筆余りの署名を添えて今議会に提出されており、多くの市民の願いが込められた請願であると受けとめています。

3.11の東日本大震災によって引き起こされた福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染は、東北、関東のみならず、広範囲に甚大な被害を及ぼしました。200キロ以上離れた入間市でも、放射性物質による多大な被害を受けています。事故から1年以上経過していますが、放射性物質による汚染は今も続いており、今後も2次被害が懸念されています。毎日の食生活に使用される食材の安全性については、今後も不安は否めません。

入間市では、一般に流通している食品は安全としていますが、これまでも放射性物質で汚染された食材が全国に流通したり、小中学校及び保育所などの給食食材から放射性セシウム

が検出されたりして問題になりました。特に成長期にある子供は、大人と比べ、放射性物質の影響が大きく、将来健康被害を引き起こしかねません。体内に取り込まれた放射性物質は蓄積され、低線量被曝による晩発性障害を引き起こすリスクが高くなるとも言われています。子供たちが毎日食する学校給食については、できる限り数値の低い食材を選ぶなど、安全性については十分な配慮が必要です。

入間市では市民の声に応え、2012年4月より学校給食食材の一部について検査が実施されていますが、一度に検査する食材が限られ、学校数も限定されています。給食センターの食材については、6月から1食分を測定し、公表されるようになっていますが、現在の検査体制では十分とは言えません。

このような現状を改善するために、保護者の皆さんは子供たちの健康は親が守らなければとの強い思いで請願と陳情を提出しています。

署名に寄せられたメッセージを幾つか紹介します。子供の内部被曝は大人の数倍、十数倍と言われています。大人が子供を守らなくてはなりません。未来を生きる子供の健康を願って、安心、安全な給食をお願いします。

市場の食材も100パーセント検査済みではないし、基準値以下でも汚染されたものはなるべく子供の口に入れたくありません。市場に出ているから安心とは考えず、検査の実施をお願いします。

将来の日本を背負って立つ子供たち、一人でも多くの子供たちに健康に育ってほしいと願い、給食の安全を高める全ての手段をとっていただくようお願いしますなど、より丁寧な検査を求める声が寄せられています。保護者の方々の不安に応え、子供たちの健康を守るためには、現状よりも精密な検査を事後だけでなく、事前にも実施すること、さらに情報開示が必要です。子供の健康と未来を守ることが、入間市の未来、日本の未来を守ることにつながり、今を生きる私たち大人の責任、そして行政の役割です。

また、測定検査経費については、当然のこととして東京電力に全額補償を求めるべきです。

学校給食の安全性確保のために、入間市議会として本請願の趣旨に応え、検査体制のさらなる充実を市執行部に求めるべきことを主張し、本請願に対する賛成討論とします。

ごめん、本請願に……

委員長 今の趣旨採択に対し……

安道委員 本請願に賛成し、趣旨採択に反対の討論とします。

委員長 次に、賛成の方願います。

堤委員 請願第1号 入間市の学校給食を放射能から守るための施策に関する請願について、趣旨採択に賛成の立場から討論を行います。

東日本大震災による地震と津波、さらに東京電力福島第一原発放射能拡散事故は、発災か

ら1年半が経過しても、いまだに多くの方が困難な生活を余儀なくされており、復旧、復興は遅々として進んでいない現状にあります。原発の放射能拡散事故は、放射能による影響は特に小さい子供ほど影響が大きいと言われております。今回の請願は、子供の健康を願う保護者の不安から寄せられたものであり、その思いは十分に理解ができるものであります。保護者に対する十分な情報の提供に今後も大きく努めるべきであると思います。

そこで、まず現状認識でありますけれども、自校給食校16校と給食センター、合わせて4月25日から毎週水曜日、各調理場1品目を選定し、4調理場を1組としてローテーションを組んで埼玉県狭山検査所にて簡易検査を実施しております。また、6月11日より放射性物質の摂取状況調査として、文科省が実施する事業に採択をされて給食センターの給食1食分の検査が実施されています。いずれにおいても検査結果は国の基準値以下の結果でありました。

それでは、請願項目について見解を述べてまいります。食材の検査結果が得られない食材については、検査体制の改善をすることについて、事前検査の実施につきましては特に鮮度が要求される生鮮品は調理当日納品となっているため、納品された食材を下処理をして検査結果が出るまでにかかる時間を考慮すると、調理に間に合わないという物理的な問題があります。

原子力災害対策本部が示す17都県の食材の使用を控えるということについて、対策本部が示した区域につきましては、検査体制の強化をねらったものであり、厳重な検査体制を整えることにより、結果として市場では安全が確認された産品が流通するものと考えます。被災地域からの食材の排除は、生産地における出荷前の厳格な検査で安全が確認されれば、被災検品といえども排除する根拠はないと考えます。

入間市にも被災地域から小学生9名、中学生2名が現在も市内の学校に通学をしております。心情は、故郷の学校に戻りたいというのが本音ではないでしょうか。それがかなわない現状を考慮すると、追い打ちをかけることにならないか危惧するところであります。また、被災地の復興支援にもならないと考えます。

入間市内の農家、特に狭山茶の生産農家や販売業者が受けた放射能被害の打撃は、風評被害も加わり、一時は存続が危ぶまれるほど深刻化し、ようやくことしの新茶から希望が見え始めてきた状況になりました。

次に、情報の公開については、食材購入に当たっては、保護者の安心確保に必要な情報は可能な限り収集の努力と、より詳しくわかりやすい方法で公開する必要性については、より一層の努力を求めるものであります。

次に、入間市独自の安全基準の設定につきましては、国の現行の基準を指定し、独自の安全基準の科学的な根拠を示さなければなりません。食材をめぐる異なる2つの基準は、社会的にも十分な説明ができないと混乱を招くおそれがあります。弁当と水筒の持参につきまし

ては、現行でもアレルギー対応として弁当持参は可能であり、学校側とよく協議することで十分であると判断をいたします。

以上、述べましたけれども、社会は一面では信頼で成り立つ要素が大であります。市場に流通している産品につきましては、厳格な検査を通過したものが出回っていると理解すれば、過度な反応は混乱を招くことが心配をされます。しかし、保護者の情報の公開につきましては、安全確認、安心確保の要件でありますので、十二分な配慮を再度求めて、趣旨採択に対する賛成討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号 入間市の学校給食を放射能から守るための施策に関する請願は、ただいまの動議のとおり趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、請願第1号 入間市の学校給食を放射能から守るための施策に関する請願は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

ここで休憩いたします。

午後 0時07分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第49号 入間市暴力団排除条例

委員長 議案第49号 入間市暴力団排除条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

市民部長 議案第49号 入間市暴力団排除条例につきまして提案の理由を申し上げます。

暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本として、社会全体で暴力団排除に向けて取り組みを進めていくことが重要であります。

このような中、埼玉県では暴力団排除条例を平成23年8月1日に施行しましたが、市町村においても暴力団排除の施策を推進する意思を明確に示す必要があること、県条例では市町村の事業等について規定を設けられないことから、入間市においても条例の制定を行いたいものです。

この条例では、暴力団を排除するための活動の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するために必要な事項を定めております。

なお、この条例は平成24年10月1日から施行したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

宮岡幸江委員　幾つか質疑させていただきます。今回示されました条例のことでお聞きしたいと思っています。

まず、第2条においての3項と4項に市民、そして業者についての定義が書かれて用語の意義が書かれていると思うのですけれども、ここであえてこの2つを市民だけでなく分けた理由をお聞かせください。

市民部参事兼防災防犯課長　市民と事業者の関係でございますが、市民につきましては市内に居住する者と通学通勤、それで市内に滞在する者というものを分けたわけなのですけれども、事業者についても市内で事業を営むものの全てという形をもちまして、そのところで市民と事業者をつけたものでございます。

以上です。

宮岡幸江委員　そうしますと、第5条に市民等の責務というところについてお聞きしたいのですけれども、ここの2項は事業者はと、こう書かれていますし、3項の市民等はの等ということは、この「等」に関しての説明をどのように理解していいかということもお伺いしたいと思います。

市民部参事兼防災防犯課長　この「等」につきましては、その第5条の1号と2号の市民と事業者ということで、この市民等につきましては第4条のところで市民及び事業者のところで、以下市民等というところで書いてあるわけなのですけれども、こういった形で市民と事業者双方が当てはまるというような形の解釈でございます。

以上です。

宮岡幸江委員　次に、第10条の国及び他の地方公共団体との連携とありますけれども、この他の地方公共団体とはどういう団体を示しているのでしょうか、教えてください。

市民部参事兼防災防犯課長　他の地方公共団体といいますのは、国、県及び他の市町村という形となっております。

宮岡幸江委員 国及び他の市町村ということでここを読み込めばよいということですか。

〔(はい) と言う人あり〕

宮岡幸江委員 そうしましたら、この警察、警察は県の管轄ではありますけれども、市と警察との
かわりというものは、これにはちょっと読み取れなかったのですけれども、その警察は県
として捉えるということによろしいのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 そのとおりでございます。

宮岡幸江委員 そうしましたら、一番市民が、県警は埼玉県庁の中にありますけれども、地方警察と
いうのでしょうか、地区にある。例えば入間だと狭山と一緒に狭山警察ですよね。そこの
連携とか情報交換とかは、ここの第10条で保障されるという形に理解させてもらってよろし
いのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 そのとおりでございます。埼玉県というのは、本部は埼玉県警本部とい
うものがございしますが、入間市として所轄の警察署となりますと狭山警察署という形となり
ますので、連携等につきましては狭山警察署と連携をしていきたいと思っております。

宮岡幸江委員 そうしますと、第8条のことなのですけれども、市は市民等がという、ここに書かれ
ていますけれども、市がやることに啓発活動及び広報活動を行うものとする……ごめんなさ
い、第7条です、その上の。市は、市民等が相互に連携を図りながらのところの最終的に市
民等に対して情報の提供その他の必要な支援を行うものとするということの中で警察との、
情報をもっと身近にいただきながら、市民に対する安全というものを保障しなければいけな
いと思うのですけれども、この中でちょっと緩い気がするのですけれども、その辺のことの
配慮というのはあったのでしょうか。配慮というか、この条例をつくるに当たって。

市民部参事兼防災防犯課長 基本的に暴力団排除に関しましては警察に行ってくださいというような
ものが埼玉県の条例にも罰則規定等もございしますので、基本的には暴力団排除に関しては警察
に行ってくださいということで、市としましては防災防犯課が窓口となって、狭山警察署と
連携しまして、市民、事業者等にいろいろな暴力団排除に関する情報とか、いろいろな手法
とかを狭山警察署と連携して市民にアピールするなり、相談等の際につきましては行ってい
くというような形で考えております。

宮岡幸江委員 あと青少年に対する教育のための措置の第11条に関してなのですけれども、ここに掲
げている教育とはどの範囲の教育、学校教育とかそういうもの、教育という範囲はどのよう
なものを考えて教育という。つまり今回この第11条でうたわれているのは、設置する中学校
というふうに、中学校に限定されていると思うのです。青少年とかそういう小学生の高学年
から高校生あたりまでの市民に対しての見守りというか、そちら辺のことを、やっぱり青少
年の育成にかかわっている人や団体は多いわけですし、そういう人たちからの連携や教育、
だからこの教育というのはどういうふうに使われているのかなと思ったのはそのところ

なのですけれども、県条例のほうにはそこはしっかりと書かれていますけれども、市の条例としてそこを上げなかったというか、今度今回これにないそこら辺のところはどういうふうなことでここに教育を強調して中学校を上げているのかなって、そこら辺がちょっと知りたかったのですけれども。

市民部参事兼防災防犯課長 中学校の生徒を対象とした理由でございますけれども、中学校の生徒であれば暴力団の悪質性とかが十分に理解できるということで、あと周囲の影響等を受けやすい、非常にそういう年代であるということです。あと非行少年グループへの加入等に走る、比較的そういった年代でもあるということで、中学校を対象としたことであります。また、小学校高学年につきましてはその可能性が少ないことと、あと中学校を卒業した者とかの方につきましては、先ほどありましたが、埼玉県暴力団排除条例の対象となるということもございまして、あと高校生につきましても県条例というような形もございまして、そういったことを踏まえまして、中学生という形で捉えております。また、近隣のこの条例につきましても、県のモデルというものもございしますが、近隣の市町村のほうの条例につきましても、中学生というような捉え方をしているところが非常に多くなっております。

以上でございます。

堤委員 まず、第5条の市民の責務ですけれども、この中で自主的に暴力団排除活動に取り組むというふうに記述がありますけれども、ちょっとこの内容だけだと具体的にどういうことを自主的に市民がしなければいけないのかというイメージが湧いてこないのですけれども、具体的にはどういう事例があるのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 市民との責務につきましては、基本的には暴力団員から不当要求等があった場合に拒否をしていただくとか、暴力団員または暴力団関係者と不適切な関係を解消していただくとか、市が開催する暴力団排除の推進大会等に積極的に参加していただくとか、いろいろな市の施策等に積極的に参加していただくということでございます。また、基本理念にもございますが、基本理念は暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本としていただくことになりますが、それと先ほど言いました不当要求だとかあったときには、それを基本に拒否していただくとか、不適切な関係を解消していただくとか、あといろいろな市等の施策に積極的に参加をしていただくというようなことでございます。

以上です。

堤委員 確かに暴力団と密接な関係を持たないよというのとは、これはわかるのですけれども、では具体的に市民の立場からして、あなたは暴力団ですかということではないですよね。どうやって、では相手が暴力団ということを認識できるのですか。市民の立場から。

市民部参事兼防災防犯課長 市民の立場で暴力団ということを確認する方法というのは、なかなか非

常に難しい。市のほうでも、その方が暴力団員か否かというようなものにつきましては、判断は非常に厳しいと思いますので、その点につきましては、もしそういった相談等があった場合には狭山警察署のほうに相談をしていただくとか、市のほうがかかわってそういった情報を警察に提供していくような形のものとなっております。ですから、市のほうでも市民等につきましては誰が暴力団だとかというようなことではなく、いろいろな面で報復とかというものもございませうけれども、市民の今の取り組みとかというものにつきましては、不当要求とかそういったものがあつた場合にはご相談していただいて、警察のほうにご相談を、市のほうにあれば狭山警察署のほうにご相談かけるというような形でということになると思います。

以上です。

堤委員 理想的に言えば、そういったいろんな関係を事前に持たないというのが理想ですが、ここで言っていることは要するに何かあつた場合、トラブルがあつた場合に、いろいろ相談していく中で実は相手が暴力団であつたというのがわかると、それ以外にないと。したがつて、前提としては何かトラブルがないと、市民としては暴力団排除の具体的なアクションにはつながっていかないと、こういう理解でいいのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 先ほども申しましたが、实际的に暴力団排除を行うということは、やっぱり警察のほうでやっていただくことだと思いますので、それに関してはその時点、ケース、ケースでご相談をしていただいて、警察のほうで判断をしていただくような形となると思います。

以上です。

堤委員 したがつて、要するに市民の立場からは何かトラブルがないと、そういった活動に自主的に参加ということが書いてありますから、みずから進んで排除のための活動をしなさいというのが市民の責務ということで規定されるわけですが、事前にそういったトラブルに巻き込まれないというのが一番いいことなのだと思いますけれども、それは現実的に無理な話でしょう。どうなのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 結果的にはそうなることとなります。判断は、市民にとつてもどなたが暴力団員であるかというものについては全くわからないものなので、実際にそういったものが発生した場合でないとわからないということでございます。

以上です。

堤委員 次に、第7条に市民等に対する支援という項目の中で、市民等に対して情報の提供というのがある。これは、市がやるのですか、それとも警察がやるのですか、情報の提供というのは。

市民部参事兼防災防犯課長 情報提供につきましては、市から行えるものにつきましては積極的に情

報を提供させていただきたいと思います。また、先ほどの件のような暴力団か否かというようなものにつきましては、狭山警察署のほうに情報提供させていただいて、警察のほうで判断をしていただくような形となりますが、助言、指導とかそういったものについては狭山警察署と協力して行っていきたいと思います。

以上です。

堤委員 市が情報提供する具体的な内容と、それからどういう方法で市民にその情報を伝えようというふうに考えられていますか。

市民部参事兼防災防犯課長 情報提供につきましては、狭山市・入間市暴力排除推進協議会等の暴力排除推進大会等におきまして、狭山警察署からの暴力団関係の情勢と犯罪の傾向とかそういったものの情報提供等を、そういった機会を踏まえまして情報提供していきたいと思います。また、相談があった場合には、先ほど申しましたが、不当要求等いろんな形のものの相談があった場合には、狭山警察署と連携しまして、その方にそういった形で対処方法等の情報提供とか指導をさせていただくこととなります。

以上でございます。

堤委員 今狭山警察署が進めている、入間市と狭山市で合同で暴力排除推進協議会というのをつくっていますよね。

〔(はい) と言う人あり〕

堤委員 これ入間市の参加団体というのは何団体ぐらいあるんですか。

市民部参事兼防災防犯課長 大変申しわけありません。今手元に資料がございませんので、参加団体等は確認がこの場ではできません。総会資料等につきましては、協議会の役員名簿等の資料しかございませんので、大変申しわけありません。

それと、市内のほとんどの団体が加盟していると思います。

〔何事か言う人あり〕

市民部参事兼防災防犯課長 そうですね。それでは、ちょっと役員のお名前と団体のほう、会長が入間市長、副会長、狭山市長、顧問、狭山警察署長、理事で狭山市議会議長、入間市議会議長、狭山商工会議所会頭、入間市商工会長、狭山市自治会連合会長、入間市連合区長会長、狭山青年会議所理事長、入間市青年会議所理事、狭山地方防犯協力会長、狭山・入間金融機関防犯協会会長、埼玉県道路使用適正化協会狭山支部長、所沢地区保護司会狭山支部長、所沢地区保護司会入間支部長、狭山市事業所防犯協議会長、入間市事業所防犯協議会長、狭山地方販売防犯連絡協議会長、狭山・入間地区遊技業組合長、入間市建設協会会長、狭山市会計管理者、入間市会計管理者、評議員としまして狭山市副市長、入間市副市長。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

市民部参事兼防災防犯課長 今回の役員でございます。

堤委員 基本的には、その暴力団にかかわりそうな業種が大体参加をしているのだと思いますけれども、一般の要するに例えばこの条例でうたっている企業とか市民団体とか、そういったものも現にこの協議会に参画をして活動されているのかどうか、もし参加団体の一覧があったら、資料として出してもらいたいと思いますけれども。

委員長 よろしいですか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 では、後ほどお願いいたします。

堤委員 それと、この市の責務、第4条でうたっております暴力団排除の活動に関する施策というのは、今言った狭山警察署が進めている協議会以外の活動を新たに市で立ち上げるという、そういうことなのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 今現在市のほうが行っているものにつきましては、市の事業といたしましても契約の関係から暴力団を排除しているとか、市営住宅の入居に関していることとか、あと生活保護等の関係もございますが、それらにつきましては現在行っているものでございますが、市の事業全体につきまして、暴力団の排除についての施策を講じたいというようなことも思っております。

市民に対して、また先ほどの中学生の教育の関係にもございますが、教育委員会と連携しまして、そういった教育の面につきましても埼玉県警察本部等の講話の警察官を派遣していただいたりとか、そういうものの措置を考えております。また、市民へのPRとかいろんな形のものを、駅頭でのキャンペーンだとか、そういったものを今後進めていくよう防災防犯課として考えております。

以上でございます。

堤委員 では、基本的な認識としては、今狭山警察署が進めている暴力団排除の推進協議会の活動以外の新たなメニューを市として単独で推進していくという、こういう理解でいいのでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 その際には市でそういったものを考えまして、それにつきましては狭山警察署のほうにも連携していただいて行うということを考えております。

堤委員 それから、第11条の青少年に対する教育のための措置の関係ですけれども、要するに具体的には必要に応じて配慮するというふうに言われておりますけれども、その必要であるという、その判断というか、どういう内容があったときに必要だって誰が判断するのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 この第11条につきましては、学校の判断という形となっております。

以上です。

堤委員　そうすると、教育委員会としてはタッチしないけれども、学校でそういう判断があった場合にはそういった情報提供を警察がやるのか、市の中で防災防犯課の職員が情報を集めてやるのか、具体的にはどういう形になるのでしょうか。学校独自の判断となると、要するに例えば情報提供を必要とすることが市内全域にわたる場合には、恐らく一斉にそういった措置がされるのでしょうかけれども、地域的な問題だというふうに限定する場合には、そういった教育の措置をする学校としない学校といろいろ出てくるといふ、そういうことも想定できますよね。そういったことでいいのですか。

市民部参事兼防災防犯課長　現在防災防犯課といたしましては、今中学校で行われております非行防止教室というものを今現在でも行っておりますが、そういった取り組みを一応やっていただいておりますので、それに関連したものとして市と警察というふうな形も連携しまして、そういった教育への措置を行っていただいて、暴力団排除の推進をしていこうと思っております。

以上です。

堤委員　要するにこの条文でいくと必要に応じてということですから、今やっているのは計画的に、例えば全体の学校で学期ごとにやっているのか、それとも年に1回やっているのかわかりませんが、それは計画的に行っている事業だと思うのです。ここでいう、その必要に応じてというのは、学校の判断という要するに校長が判断するということですよね。これは、自校の生徒がそういった暴力団というか、そういう関係者と接触があるというような、そういう情報を得た学校については、それは必要性があるとその校長が判断すれば、それに対して対応していくということでしょうけれども、こういう狭い地域の中で1校だけがそういった現象があるということもあるでしょうし、それが例えば地域的に近隣の学校にもそれが広がりつつあるということになると、ある程度やっぱり教育委員会としてのそういった情報収集によって、では市内全校一斉にこういった対応をしようとか、そういう判断はあり得ないということですか。学校任せですか。

市民部長　かわりに答えさせていただきます。

教育委員会の対応については、私ども市民部として細かい内容をどんな対応をとれるかということを申し上げるのはちょっと難しいのですが、私どもとしては教育委員会と連携をとりながら、今堤委員がおっしゃられた例えば入間市の広い地域でそういう非行少年が暴力団と関係があるおそれがあるというような場合には、それ相応の対応を図っていかなければならないし、それは教育委員会と連携して対応していきたいと考えております。個々具体的に各学校ごとに、今行われているのは非行防止教室だったと思うのですが、その非行防止教室の中の取り組みとしては、これまでは暴力団に関しては余り触れられていなかったと思うのです。その中に、これからはその非行防止教室の中に、暴力団の怖さであるとか、暴力

団に関する情報も入れていただく、あるいはその講座の事業の中に、例えば必要に応じてですね。狭山警察署の暴力団担当の講話を入れていただくとか、財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターの講師をお願いするとか、そういうことを含めて必要に応じてというふうに考えております。

以上でございます。

宮岡治郎委員 多少関連しますけれども、第11条です。市は、その設置する中学校においてというときは、入間市が設置するのは小学校と中学校があつて、まさか小学生が暴力団に加入するということは余り考えにくいので、中学生あたりがちょっと可能性あるなど、それも準構成員というのですか、こういう言葉は余り正式名称か知りませんが、例えば暴力団事務所とされる建物の付近とか建物の中に入るようなのを目撃したとか、そういう事実を認めたときに、その特定の中学校の生徒を指導していくとかそういうことは考えられますか。

市民部参事兼防災防犯課長 そういうことが見受けられるようなときになりましたら、先ほど部長が答弁しましたが、学校に連絡等とりまして、狭山警察署と防災防犯課が一応そういった状況を警察のほうにお話をさせていただいて、そういった関係を断ち切るようなことを行っていくたいと思っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ委員外議員より質疑の通告が出ておりますので、これより委員外議員の質疑に入ります。

山本議員 では、議案第49号の関係で何点かお伺いします。できるだけ委員さんの質疑にかかわられたことにさわらないようにしようと思っておりますけれども、重なったら言ってください。

まず、これ条例全体の法体系の関係で、並列して存在をしている県条例との関係についてお伺いします。恐らく国の法体系から並列的にぶら下がっているのかなというふうに理解はするのですが、県条例との委任関係、条例委任の関係について、有無を含めてご答弁いただけますでしょうか。それが1つ。

それと、それに関連して、国、県との関係における、この当該施策の運営に係る事業費のスキームです。県条例からの委任関係があれば、県からの支援として財政支援を充てる、見込むことができると思いますが、並列の条例で体系ということになると、むしろ独自の取り組み、単独事業というふうに解釈されると、こちらで用意するという話になるのだらうと思いますが、この部分、委任関係とあわせてお答えをいただきたいと思います。

3点目、一部委員さんのご答弁の中でも出ているかもしれないですが、この条例制定のアウトプットの部分として具体はどういう取り組みを展開するおつもりであつて、それ

をどういう体制でやっていただくおつもりであるのか、例示的なものについてあらましを教えてください。

4点目、条例案の第8条の関係ですが、この暴排条例が成立をして、そういう具体的な取り組みを進めていく、土台として、市民の皆さんへのこの条例案の、条例そのものの広報、周知から始まって、その基本理念の認識共有等々、まず土台を耕すところから始めていただくことにはなるのだと思うのですが、それについての具体的な取り組み方策はいかがになっていますかお伺いします。

最後に、条例案の第7条の関係です。市民等に対する支援ということで、情報提供等が示されていますが、これ施策に参画した市民の皆さん、この条例に基づいて実際に展開をされる施策に参画をされる市民の皆さんの安全、基本的には県条例の所管の分野になろうかと思いますが、市としてどういう相談とか支援とか援護とか考えておられるのか。恐らくここがクリアされないと、市民の皆さんの広範な取り組みという意味では障害になると思いますので、その部分についての方策をお示ししたいと思っています。

以上です。

市民部参事兼防災防犯課長 まず初めに、県条例との委任関係というご質疑でございます。

私どもで考えられる現在のところにつきましては、県条例と市条例との委任関係に当たるものはないと考えております。強いて言えば、県条例のほうで規定できない市町村の事業等につきまして補完しているというところでございます。

続きまして、国、県との関係で、今最初の質疑の関係もございしますが、事業費の負担というような形の質疑だったと思うのですが、これにつきましては総括質疑のほうで関谷議員のほうからもございましたので、県に確認しましたところ、想定される県と市で行う事業については、現在のところないというようなお話を受けました。それにつきましては、県では昨年11月に県内の全中学校、高等学校に教育への措置ということで、暴力団排除のチラシを配付したとのことでございました。また、市町村から、現在もこの市町村の暴力団排除の条例が制定されるところの市町村からは要請がございまして、中学校へ暴力団排除の講話のために警察官を派遣をしているということでございました。また、市につきましては、先ほども申し上げましたが、狭山市・入間市暴力排除推進協議会で行っております狭山地方地域安全・暴力排除推進大会というものがございします。そのところで、今までは暴力排除推進大会というようなところで行っていたわけなのですが、原則として暴力団排除の条例を進める関係で、県からのチラシとか人的な援助というものは考えられますが、今のところ国、県からの交付金と補助金といったものもないことから、県で実施するものにつきましては県のほうの負担で行って、入間市が実施する場合につきましては入間市負担と考えております。新しいこれから市と県とで連携して事業を行うようなものが考えられる場合には、相互に連携を取

り合い、その都度県と協議をして進めてまいりたいと思っております。

それと、今後条例が制定されてからの具体的な取り組みというような内容ということでございました。先ほどもちょっと申し上げましたが、現在市では市営住宅の入居とか入札関係、あと市民相談室で行っております暴力団の關係の市民相談というものにつきましては、現在もう既に暴力団の排除という形で取り組んでいるところでございますけれども、先ほども言いました市の事業から、市としましては全ての事業から暴力団排除ができるような形の施策というものと中学校における暴力団排除教育ということ、そういったものを自治会と地域防犯ネットワーク等の講演とかいうものの中でも啓発をしていきたいというようなことを思っております。また、ことしの入間万燈まつりの出店の関係につきましても、暴力団排除という形で行っているということとなっております。また、先ほどもありましたが、いろいろな暴力団に關係する情報とか、暴力団排除に関する手法の提供等の支援というものをこれから市民や事業者に対して行ってまいりたいと思っております。それとあと、市と警察というようなものもございまして、暴力団の排除に関しましては、基本的に警察のほうで全面的に暴力団排除というものについては行っていただきまして、市としましては防災防犯課が窓口となって、狭山警察署とも連携いたしますが、先ほど言った推進協議会とか、暴力団排除に関する情報提供等につきまして、市民や事業者に対して行っていきたいと考えております。

続きまして、施策に参加した場合に、市民の安全に係る相談とか支援というふうなものの質疑がございました。この暴力団に対する対応につきましては、市民の中には報復を恐れる方も多くいると考えております。必要に応じて講習会などにおける財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターへの講師の派遣依頼とか、暴力団に関する警察署への情報提供を市民、事業者にかかわって行うことなどを想定しております。また、県条例の第12条につきましては、県は暴力団排除活動への取り組みその他の理由により、暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、その保護のため必要な措置を講ずるものとする保護措置を規定しております。これを埼玉県警の本部に確認しましたところ、県警としましてはこれまでも暴力団からの危害を加えられるおそれがあるなどに対する保護対策については万全を期しているということでございましたが、今後も必要に応じて集会などにおける警護、自宅等への立ち寄り警戒、非常通報装置の設置など万全な措置を講じていきたいというような言葉をいただきました。

以上でございます。

委員長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第49号 入間市暴力団排除条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 1時49分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第50号 入間市夜間診療所条例の一部を改正する条例

委員長 議案第50号 入間市夜間診療所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

健康福祉センター所長 それでは、議案第50号 入間市夜間診療所条例の一部を改正する条例につきまして提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、平成24年6月1日に社団法人入間市医師会が社団法人入間地区医師会と合併し、名称が社団法人入間地区医師会となったことに伴い、入間市夜間診療所条例第4条第2項中に引用している社団法人入間市医師会という字句を社団法人入間地区医師会に改めようとするものです。

なお、この条例は、公布の日から施行したいものでございます。

以上で提案理由及び改正点等の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

宮岡治郎委員 社団法人入間地区医師会ですけれども、この活動範囲というのは自治体でいいすところどこに相当するのでしょうか。

健康管理課長 入間市と越生町、毛呂山町が行政の範囲でございます。

宮岡治郎委員 入間市から飛び地という言い方が正しいか、飛び地、離れている、またがつている越生町、毛呂山町と合同で医師会ができていているというの、これどういう事情によりますか。

健康管理課長 詳しい経過はちょっと知らない部分はあるのですが、以前はこの辺の入間市とか越生、毛呂山とか川越地区とか、その辺の一帯で医師会を形成していたという形で、順次狭山とか

所沢とかが抜けていって、最終的に入間地区医師会の中に入間市と越生町、毛呂山の自治体の部分が残ったというような形で聞いております。

小島委員 今お尋ね聞きましたが、そうすると入間郡市の範囲内で今まであったわけですが、毛呂山と越生が1つになって、1つの医師会をつくるというような案はなかったのか、それについてわかる範囲で結構なのですが。

健康管理課長 以前入間地区の中に毛呂山、越生の主力となる埼玉医大の部分の医師会があったのですが、埼玉医大系の加入者の方については、入間地区医師会から分離をして埼玉医大のほうの系統の医師会をつくっているという形で、14の医療機関、今越生、毛呂山地区の医療機関がそのまま残ってしまったというような形になっていると聞いております。

小島委員 では、毛呂山、越生に実際は2つの医師会があるような考えですね。

健康管理課長 はい、そのとおりでございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第50号 入間市夜間診療所条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 1時54分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第56号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち所管のもの

委員長 議案第56号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち所管のものを議題いたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、健康福祉センター所管のものについて健康福祉センター所長より説明を求めます。

概要説明

健康福祉センター所長 それでは、議案第56号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち健康福祉センター所管のものの概要につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書の24ページ、25ページをお開きください。上段から中段の位置になります。款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康福祉センター費、説明欄、職員給与費466万8,000円の減額でございますが、これは親子支援課の職員2名が育児休業を取得したことにより減額するものでございます。

続きまして、同ページ中段、目6予防費、説明欄、予防事業、乳幼児予防接種事業3,783万5,000円の補正増は、ポリオ予防接種が生ワクチンから不活化ワクチンに変更されたことに伴い、委託料3,002万9,000円の増額、また集団接種から個別接種への移行に伴い不要となった看護師賃金28万8,000円及び生ポリオワクチンの購入費用90万6,000円の減額によるものです。なお、委託料につきましては、不活化ポリオワクチンの医療機関での接種委託料として、延べ約3,600回分の接種費用を計上したものでございます。

以上が健康福祉センター所管のものの概要であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

小出委員 さっき説明していただいた24ページから25ページの親子支援課の職員の方の育児休暇、これ産休代替みたいな職員は入ったのですか。

健康管理課長 この方という形ではなくて、嘱託とかの職員で埋めております。

小出委員 そうすると、これ1年ぐらいで職員の方は戻られるということですか。

健康管理課長 2名の方の復帰予定が、平成25年5月と平成26年5月という形になっております。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ健康福祉センター所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で健康福祉センター所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 1時59分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、市民部所管のものについて市民部長より説明を求めます。

概要説明

市民部長 それでは、議案第56号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）の中から市民部所管のものにつきまして、その概要をご説明申し上げます。

なお、歳入歳出の関連がある項目につきましては一括してご説明申し上げます。

それでは、平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）説明書の18ページから19ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費の節19負担金、補助及び交付金、区長会補助金250万円につきましては、各地区区長会がコミュニティー活動の促進を目的に行うイベント事業等に必要な設備の整備費用について補助金として支出するものでございます。今年度は、西部地区区長会の実施する夏祭り等の備品整備事業に対して助成を行います。その財源につきましては、説明書の14ページから15ページの歳入をごらんください。款21諸収入、項5雑入、目1雑入254万4,000円のうち財団法人自治総合センターコミュニティ助成金250万円を区長会補助金として受け入れるものでございます。

続きまして、もう一度説明書18ページから19ページをお願いいたします。目20交通対策費、節15工事請負費、ゾーン対策事業200万円につきましては、新たに30キロ速度規制となる区域において、安全対策のための路面表示を設置するための経費でございます。なお、その財源につきましては、説明書の10ページから11ページをごらんください。款15国庫支出金、項1総務費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金といたしまして55万円を受け入れるものでございます。

最後に、もう一度18ページから19ページをごらんください。目18防災・国民保護費の節11需用費158万5,000円及び節11役務費20万2,000円につきましては、災害時用のアルファ米の非常食料及び防災用消耗品の購入、避難所用毛布のクリーニング経費でございます。

以上で市民部所管の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

安道委員 交通対策事業のほうのゾーン対策事業についてなのですが、このゾーン区域を決定するに当たっては、地域の方々の理解を得るために、地域の方々への理解を求めた説明会等々あったというのですが、これはあくまでも区長さんぐらいの方々、いわゆる一般向けにではなくて、区長さん等々ぐらいの方々への説明というふうなことだったのでしょうか。

市民生活課長 お答え申し上げます。

5月17日と5月18日に豊岡地区区長会、藤沢地区区長会の会議におきまして、一度概要を説明させていただいております。今後12月に住民向けに説明会を開催したいと考えております。

安道委員 このゾーン区域設定について、今回のエリアと、さらにあと3区域ということで、全体として4区域を考えているというようなことでしたけれども、この4区域の選定についてはど

ういった基準といいますか、というふうなところでこの4地域を決めたのか、あるいはほかにもそういったゾーン指定したほうがいいのではないかというふうな地域はなかったのかどうか、あるいは地域要望はなかったのかどうか、その辺についてはどうなっていますでしょうか。

市民生活課長 選定につきましては、ご承知のとおり生活道路が集積している区域、あるいは通過車両のある区域ですとか、今委員さんおっしゃられました住民要望の高い区域、あとは明確にゾーンがわかるようなエリアとして、例えば境界が2車線道路になっているとか、河川で囲まれているようなそういった区域という大まかな条件はございました。その中には、お話のありました住民要望ということでございます。以前、平成23年3月に市議会議長から生活道路の交通規制対策、30キロ規制対策というのが出されておりました、その区域、その路線が入っている区域を一定程度判断して、狭山警察署と入間市のほうで大まかなこの辺でどうだろうかということを行いまして、最終的には狭山警察署から県警のほうに行きまして、それで決定されてきたものでございます。

安道委員 すると、今後さらに、今回のこの経過を見てというふうな形になると思いますけれども、地域のほうから根強く、やはりそういうゾーン化を求める、あるいは30キロ規制を求めるような地域もまだまだあるかと思えますけれども、その辺の見通し、今後のそういう地域要望を実現していく上での見通しというのは、今回の提案されたもの、あとは計画のもの以外には、見通しとしてどうでしょう。

市民生活課長 今回国から示されておりますのが、平成24年、今年度から平成29年3月31日まで5年間、全国で申し上げますと3,000カ所、埼玉県で170カ所、入間市で4カ所という形で国のほうで整備を目標としております。こちらに関しましては、先ほど説明でもございましたとおり、社会資本整備総合交付金の補助によって行う事業という形になっております。今のとおり今後市民の方から追加の要望なりが出てきた場合に関しましては、なかなかその交付金を使ってというわけにいかないということも出てくるわけなのです。非常にその辺はまだ確定しておりませんので、現時点においてどうなるかというのはわかりません。今後その要望に当たっては、先ほど申し上げました議会からの要望、その前段といたしまして交通対策特別委員会という会議の中で、そちらのほうの要望というものをいただいた経過もございまして、そういったところのご意見を伺いながら警察と協議をして、ゾーンとして対策するか、あるいは1本1本今までどおり路線として対策していくのかということを進めていきたいと考えております。

宮岡幸江委員 目18のほうから、防災用品購入費について伺います。

これ、この中には賞味期限とか消費期限とかいうもの、期限のついたものの購入というのはあったのでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 今回のものにつきましては、アルファ米が1箱50人用のものを150箱と
いうことになっています。これにつきましては、賞味期限等がございます。

以上でございます。

宮岡幸江委員 おおむねどのくらいを目安に、これは期間の利用を考えているのでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 このアルファ米につきましては、5年間の賞味期限という形となっております。

宮岡幸江委員 そうしますと、今回切れたものもあるかと思うのですが、以前というのかしら、
もう使えなくなったものの使われ方というか、よく地域でのこの間の防災訓練等で使用する
というのを以前お聞きしていますけれども、それで消費というか、もう消費、賞味期限前の
ものを、それに近いものをそれで全部処理できているのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 賞味期限近いものにつきまして、代表的なものと学校でのそういつ
た炊き出しの体験訓練等の要望があったときにも、賞味期限近いものでしたらというもので
使っていただいたものとか、あと個々によりますと社会福祉協議会等に要請があったときに
近いものを小出しで出しているものもございます。物によっては賞味期限が切れまして、処
分をしているものも幾つかございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ委員外議員より質疑の通告が出ておりますので、これより委員外議員の質疑に入
ります。

山本議員 では、1点だけお伺いします。

交通対策費、ゾーン30の関係なのですけれども、安道委員の質疑に対するご答弁の中でも
あらあらいただいてしまったのですけれども、そもそもゾーン30の適用条件、先ほどあらあ
らお話しになられたのですけれども、ゾーン30の適用条件について、そもそも提案されたこ
の条件がどうなっているのかという部分について、あえて全部、私も警察庁告示見たのであ
れなのですけれども、もうちょっと詳しくお聞かせいただけたらと思います。それが1点。

それとあと、これも先ほど来出ていましたけれども、市内4カ所ですが、これ実際に多
分目に見える形で導入されると、その周りだとか含めて皆さんうちもやってくれという話に
多分なるのだと思うのです。恐らくうちもやってくれという話がいっぱい出てくるだろうと
いう状況の中で、全部一遍にやれるわけではないでしょうから、集約をして整理をしてとい
う作業、市議会と協力してということをおっしゃられましたけれども、具体のスキームにつ
いてどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

市民生活課長 ゾーン30の適用要件につきましては、先ほども幾つか申し上げました。具体的にその

数値で示された要件はございません。強いて言うならば広さが25ヘクタールから50ヘクタールぐらいのものをというような形では考えているようでございます。ただ、生活道路が集積している区域、あるいは通過交通がある区域、住民要望が高いという、それに関しては具体的にではどういった状態をもってそうなるのかというところまではございません。先ほど申し上げたとおり数値というのはないので、今のところはとりあえず先ほど申し上げましたとおり、市議会議長さんから出ております要望書に基づいて4カ所選定させていただいたという経過がございます。

その後につきましての具体的な進め方ということなのですが、とりあえず今平成28年度までの予定でございます。実際に国では平成29年までということで5年間の期間なのですが、入間市は4カ所ということでございますので、平成28年度まで先ほど申し上げました社会資本整備総合交付金をもってこの事業ができるというような形になるかと思えます。その後に関しましては、先ほど申し上げたとおり、今後どういった形で市民の方から改めてまた要望が出てくるのか、議会のほうの交通対策特別委員会等でご協議いただいて、その中で出していただいて、その中で改めてまた例えば優先順位などをつけていただいて、それで警察と協議というような形もとれるのかなとは思っております。ちょっと具体的にどうするかという、年次予定どうするかというのはまだ決まっておりません。

委員長 なければ市民部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で市民部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時15分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、福祉部所管のものについて福祉部長より説明を求めます。

概要説明

福祉部長 それでは、議案第56号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち、福祉部所管のものにつきまして概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては歳入歳出関連するものが多く、まずそちらから説明をさせていただきます。

初めに、子ども手当から児童手当への制度変更に伴う補正の内容について説明をさせていただきます。予算説明書10ページ、それから11ページをお願いしたいと存じます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金の児童手当負担金12億8,560万7,000円の増

額及び子ども手当負担金12億8,560万8,000円の減額、それから12ページ、13ページへ行きまして、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金の児童手当負担金1億320万7,000円の増額及び子ども手当負担金の同額の減額は、国庫及び県費負担金の収入科目の組み替えをするものであります。これに関連いたしまして、歳出につきましては20ページから21ページ下段、それから22ページから23ページの上段になります。款3民生費、項2児童福祉費、目5児童手当費、大事業、児童手当15億9,580万円の増額及び目6子ども手当費、大事業、子ども手当、同額の減額、これは支出科目の組み替えを行うものであります。

恐れ入りますが、10ページ、11ページにお戻りをいただきたいと存じます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、母子家庭自立支援補助金438万2,000円の増額、これにつきましては母子家庭の母の経済的な自立を支援するための事業、母子家庭自立支援給付金事業の特定措置が延長されたことにより、国庫補助金の増額を行うものであります。これに対応する歳出予算でございますが、20ページから21ページの中段やや下になります。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、大事業、母子家庭自立支援事業622万5,000円の増額として、市負担分を含めた事業費として増額をさせていただくものであります。

12ページ、13ページに移りますが、またこれは歳入になります。中段やや上になりますが、款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金540万円の増額、これは地域密着型サービス等開設準備経費支援事業費に対する10分の10の補助金を県から受け入れるものであります。対応します歳出予算は20ページ、21ページの中段やや上になります。款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、中事業、地域密着型サービス等開設準備経費支給事業、歳入で受け入れました同額の補助金を事業者に支出を行うもので、市内森坂、グループホーム杜の家あい、この施設の増設のために要する開設準備費を補助するものであります。

残りの歳入予算についてでございますが、12ページ、13ページの下段になります。款19繰入金、項2特別会計繰入金、目3介護保険特別会計繰入金1,773万3,000円及び目6後期高齢者医療特別会計繰入金168万5,000円の増額は、それぞれ各会計の平成23年度歳入歳出決算確定に伴う精算分を繰り入れるものであります。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。予算説明書の20ページから21ページでございます。款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費、小事業、日中一時支援事業1,400万円の増額でございます。この事業につきましては、潜在的にニーズのあった事業であります。サービス提供事業所が2カ所ほどふえたことなどにより、利用者が当初の見込みを大幅に上回る、そういったサービス提供が見込まれることから、増額補正をさせていただくものであります。

同じく小事業、障害者施設建設費補助金5,034万1,000円の増額、社会福祉法人茶の花福祉会が運営します障害者支援施設大樹の里の建てかえによる施設整備事業費を補助するものがあります。

次に、目2 児童保育費、大事業、民間保育所運営費補助金160万円の増額でございます。これにつきましては、平成23年度保育対策等促進事業費補助金のうち、こどものくに保育園が実施する病後児保育事業に対して、県補助金160万円の受け入れを行いました。しかしながら、利用者がいないため補助対象外となり、過年度補助金の返還金を計上させていただくものであります。

次に、目3 保育所費でございます。大事業、職員給与費532万4,000円の減額は、当初見込みにはなかった新規の育児休業者2人分の給与及び職員手当を減額するものであります。

以上で福祉部所管の補正予算の概要説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長よりお答えを申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上です。

委員長　これより質疑に入ります。

宮岡幸江委員　今回この補正には入っていないのですが、夏休み、8月に学童保育のほうで、東金子でしたでしょうか、修繕か何か入ったと思うのだけれども、それは補正しなくても間に合ったということですか。

福祉部参事兼児童福祉課長　東金子学童といいますと、エアコンが故障しまして、その修繕はさせていただきますけれども、それではないのですか。

〔(エアコンだったかな。そうですね) と言う人あり〕

福祉部参事兼児童福祉課長　それならエアコンの修理で、現予算のほうで当然修繕料ございますので、こちらのほうで支出のほうはさせていただきました。

堤委員　こどものくにの関係ですけれども、これ利用見込みがあって県費の申請があったと思うのですけれども、現実に利用がなかったというのはどういう理由なのでしょう。

福祉部参事兼児童福祉課長　詳細には分析はしておりませんが、ただ単に利用がなかったということで。当然園のほうではホームページ等もございまして、また児童福祉課のほうもこういった病後児保育をやっていますよということでお知らせはしておるのですけれども、たまたま利用がなかったということで。この補助対象が年間で10人以上利用があった場合には補助の対象としますよということで、昨年ゼロというふうな利用状況でした。

以上です。

堤委員　結果としてはそういうゼロという結果になったのでしょうかけれども、要するに県費を申請する段階で、補助の対象ですよと言うにはそれだけの裏づけがあって申請するわけでしょう。

その見込みが全然見込み違いという、そういうことなのでしょうけれども、そんなに簡単に狂ってしまうものですか。あらかじめ予定、こういう利用があるだろうという予定で申告して採択できるような、そういう事業なのですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 これにつきましては、過去議会のほうから病後児保育の要望等ございまして、当然公立ですと施設的ですとか人員の配置等によりましてちょっと難しいところがありましたので、民間さんのほうにお願いをした経緯がございます。そのときに、こどものくにさんのほうがたまたま園舎の改築等もございまして、うちで病後児保育をやりますよということで手を挙げていただきました。それによりまして県のほうに、この施設が病後児保育を実施する施設ですよということで運営費等の補助申請のほうはさせていただいたわけなのですが、実際にふたをあけてみたところ、利用者がいなかったというふうな状況でございます。

堤委員 例えば今後もうこういった予定、事業を実施しますよという形のものであっても、県から補助の内示が出るという、こういうことなのですか、これから。

福祉部参事兼児童福祉課長 一度申請をしておきますと、そのように内示のほうは出ますけれども、ここでこどものくにさんのほうにつきましては、昨年等の実績を踏まえまして、ちょっと一時的に病後児保育を停止、中止させてくれというふうなお話がありまして、今年度は一応県のほうにもその旨は、要望のほうはしてございます。

安道委員 それと関連してですけれども、先ほども要望のほうは市民からあったと、そういったこともあつての今回こういうふうな結果があった。しかし、実際やってみたならばなかなか、利用するに当たっては利用の面でなかなか難しい面もあるのかどうなのかって、そういうふうなところの検証も必要なのかもしれないけれども、こういった病後児保育ですとか、あと病児保育などについては、近隣自治体などでのこの実施状況、あるいは何か参考になる事例等々というのは把握されていたら教えていただきたいのですけれども。

福祉部参事兼児童福祉課長 近隣では狭山市さんが、先日入間市のほうに、どういう状況ですかというふうなお話がありまして、実際には狭山市さんのほうでやっていないのですけれども、もし今後やるとしたらどうでしょうかというふうな問い合わせがありました。一応入間市の現状のほうはそのときにお話のほうはさせていただいたのですけれども、当然これ市によって、またその辺の利用のニーズというのは違ってくるのかなと思いますけれども、そんな状況でございます。

安道委員 そうしますと、県内ではこの事業を使つてうまく運営されているような、そういったところというのはあるのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 なかなか病後児保育というのはどこでも難しい、利用者が少ないというふうなお話は聞いております。確かにそろそろ病気が治るようなときには何らかの形で、当

然親がほかのところに住んでいれば、そちらのほうに1日、2日頼んでしまうとか、そういったようなことでなかなか、当然この保育を利用するに当たりまして、医療機関のほうに行きまして、その旨の診断を受けた後に申請を出すものですから、その辺の手間を考えると、当然診断書をもらいに行くに当たっても1日要してしまうとか、申請してまた1日というともう2日ぐらいすぐたってしまいますものですから、その間にはお子さんの健康状態のほうも回復してくるというふうなことも言えるのかなと思います。

宮岡幸江委員 関連してなのですけども、こどものくにさんが受けるときに、普通であれば病後児なので病院関係で、入間にはそういう病院関係の保育園というのはありませんけれども、多分ほかの、今私が把握しているのでは四国のほうなのですけども、そういうところで成功しているというか、利用が多いのは病院の中……

〔何事か言う人あり〕

宮岡幸江委員 病後児です。病後もやっぱりそういうお医者さん等の関係しているところでやっている施設が安心して預けられるという親御さんのお話を聞きながら思ったのですけれども、そういったようなこの審査というか受けるときの民間保育園さんの基準みたいなものというか、看護師さんがいるとかいろいろあるでしょうけれども、何かそういう基準というのは県のほうにあるのですか。今回この病後児保育を許可するということの。それに当てはまったから、こどものくにさんがやったのかもしれないのですけれども、そこら辺はどのようになっているのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 当然病後児保育を実施する場合には、それなりの看護師さん等の職員の配置が必要になりますので、その辺をクリアしたものですから、県のほうからでもいいですよというふうな了解をもらったわけです。先ほどから医療機関等と付随したような形の病児保育、また病後児保育というのは、どこの市でも成功している例が多いです。当然これは病院のすぐ脇にあるとか、病院さんの中にあるそういった施設の場合には、それなりに救急のときにすぐ医療機関のほうにつなげるというふうなことから利用者が多いということは認識をしておるところでございます。

以上です。

宮岡幸江委員 ということは、そこまで認識されていたらば、こどものくにさんが手を挙げたときに、そういうことの検討というのはされなかったのですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 こどものくにさんにつきましては、協力医療機関ということで、今は小児科はないのですけれども……失礼しました。医療法人社団はらこどもクリニックと、あとはのぐち医院さんが一応緊急時の場合の医療機関ということで、こどものくにさんのほうからはお願いしてあるというふうなことで当時申請のほうにはいただいております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ福祉部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で福祉部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

午後 2時46分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、教育総務部所管のものについて教育総務部長より説明を求めます。

概要説明

教育総務部長 議案第56号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）について概要説明をさせていただきます。

初めに、歳入についてでございます。歳入歳出予算事項別明細書の12ページから13ページをお開きください。款16県支出金、項2県補助金、目9教育費県補助金、節4教育総務費補助金、説明欄、いじめ・不登校対策充実事業補助金300万円の減額は、生徒指導の小中一貫教育推進モデル事業補助金の廃止によるものでございます。

次に、項3県委託金、目9教育費委託金、節1教育総務費委託金、説明欄、家庭・学校・地域「ふれあい講演会」委託金11万円、問題を抱える子ども等の自立支援事業委託金39万7,000円、小学校理科支援員等配置事業委託金31万5,000円及び小中一貫教育推進モデル事業委託金100万円につきましては、県との委託契約が決定したため、予算計上するものでございます。なお、小中一貫教育推進モデル事業委託金100万円につきましては、先ほど説明をいたしました生徒指導の小中一貫教育推進モデル事業補助金にかわる事業として位置づけられているものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて概要説明をさせていただきます。歳入歳出予算事項別明細書の30ページから31ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、大事業、子ども未来室推進事業、中小事業、子ども未来室事業199万9,000円の減額は、生徒指導の小中一貫教育推進モデル事業補助金300万円の廃止と小中一貫教育推進モデル事業委託金100万円の決定に伴うものでございます。

次に、項2小学校費、目1学校管理費、大事業、小学校管理運営費、中事業、管理費、小事業、維持管理費190万円及び修繕費370万円のそれぞれの増額は、児童等の安全性を確保するため、校庭内における危険樹木の伐採に係る費用及び施設整備等の老朽化が進んだことにより、修繕箇所が増加したことによるものでございます。

次に、同じく大中小事業、小学校耐震化推進事業における委託料167万5,000円の増額は、耐震補強工事と同時に実施する改修工事を見直したためでございます。

次に、項3 中学校費、目1 学校管理費、大事業、中学校管理運営費、中事業、管理費、小事業、修繕費175万円の増額は、小学校同様施設設備等の老朽化が進んだことにより、修繕箇所が増加したことによるものでございます。

次に、同じく大中小事業、中学校耐震化推進事業における委託料188万9,000円の増額は、小学校と同様、耐震補強工事と同時に実施する改修工事を見直したためでございます。

最後に、歳入歳出予算事項別明細書の32ページから33ページをお開きください。項6 保健体育費、目4 学校給食費、大事業、自校給食運営費、中小事業、維持管理費43万7,000円の増額は、自校給食を実施している小学校16校の調理済み給食について、1週間分をまとめて放射性物質検査を行うためのものです。なお、検査については学校ごとに、学期に1回、計2回実施する予定でございます。

以上で教育総務部所管の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

安道委員 32ページから33ページの自校給食費関係ですけれども、午前中も請願のほうで審議があったわけですが、ああいった請願の審議内容も受けて、改めてですけれども、この給食食材、1回限りではやはり不十分ではないかというふうなことも検討されるべきだと思うのですが、今回これを補正したという点では一歩前進であるというふうにも受けとめているわけですが、これにさらに増額というのは厳しいという側面もあるかと思います。差し当たって、午前中にもありましたけれども、市民部の消費者庁関連の機器が入ってくるという点では、これは有効活用をぜひ図るべきではないか。そういった点では、あちらの課とちょっとまた部署が違いますけれども、しかし今回これだけの要望が強い、市民要望でもあるわけですから、ぜひそれを給食食材の検査というふうなことでも有効活用というふうなことでは、こちら教育部局のほうから強く働きかけていくべきだと思うのですが、その辺の考え方についてはどのようなになっていますでしょうか。

学校給食課長 今のご質疑なのですけれども、消費者庁の事業として貸与される放射性物質検査機器、これ10月末までに、午前中もちょっとお話ししましたけれども、導入が予定されていて、学校給食のほうでも使えるというところまでは担当部署のほうに確認はとれております。この利用方法については、現在実施しております食材検査、この回数がふえるかなというのがまず1点。

食材の丸ごと検査についても、今給食センターのほうでやっているゲルマニウム検査機器

による検査とは、こちらに入るのは簡易測定器になりますので、精度は違うとは考えておりますが、他市においても、県内他市で実施している丸ごと食材の検査は、同様の簡易機器を入れている市でも実施しておりますので、その辺は今うちのほうで考えております市場に流通しているものは安全であるけれども、さらなる安心を得るためにということであれば、一定の測定は行えると思っておりますので、他市の状況等も確認しながら、うちのほうでも実施していきたいと考えております。

以上です。

安道委員 1食分の丸ごと検査なんていうふうなことになる、さらに検査の仕方も、今の1品というよりもさらに保護者の要望に応えられる。確かに簡易ではあるけれども、保護者の要望に応えられるような検査になっていくのかなと思いますので、その辺の今こういう請願も出ているし、市民要望でもあるというふうなことでいうと、ぜひ市民部のほうに強力で交渉していただきたいと、要請をしていただければなというふうなことで、その辺は要望にとどめたいと思いますけれども。

あとモニタリングのほうの細かな、より精密な検査というふうなことで今回補正が組まれましたけれども、これについてはそうすると1回何校当たりやっていくというふうな、全体の流れはどんなふうになるのですか。

学校給食課長 今回補正に上げさせていただいたのは、小学校ですから16校ございます。ちょっと細かいスケジュールはつくってあるわけではないのですが、当然市内の各学校、同じような納品業者さんから仕入れているところもございますので、その辺をちょっと精査して、例えばこのグループはこの週、例えば10月なら10月の第1週、このグループは10月の第2週とかということで、2学期なら2学期、3学期なら3学期が一応小学校の中で満遍なく検査ができるようにとは考えております。

以上です。

安道委員 せっかくこれ実施しますので、ぜひ有効に市民に知らせていく、こういうふうにして検査をしましたというふうなことでは、不十分ではあるけれども、安心の材料の一つにはなるわけですね。なので、有効なお知らせの仕方というふうなことも、ホームページだけではなくて、お知らせの仕方をぜひ工夫していただきたいと思っているのですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

学校給食課長 その質疑、午前中にもちょっとお話ししたのですけれども、まずは今ホームページの改修をしております。実際にはほぼもう公表できる段階にはなっております。検査の結果についてはこれまでも、モニタリング事業にしても食材検査にしてもホームページで公開しておりますので、市民部で入れた器械の検査結果についても、それは当然ホームページには公開しようと思っております。あと食材の産地公表についても、まず一括分については先行し

て公表していきたいと思っております。あと現在ぱっと考えられるところでは、今献立は毎月配付しておりますので、その裏面には今給食ニュースということで、その折々でいろんな項目を載せているのですが、その辺どういう形でというのはちょっと調整はさせていただきたいですけれども、その辺も活用できるかどうか、検討していきたいと思っております。

以上です。

安道委員 午前中にもあったのですけれども、ホームページを見れる方はやっぱり限られている。保護者の方とこういう給食便りを有効活用するというのが、まあ生かされるかなと思うのですけれども、全市民に向けたPRという、やはりこれだけのことをやってこういう数値が出ていますということをお知らせするということは同時にPRにもなるわけですよね、市としてこれだけやっていますという。だから、単にホームページだけではなくて、一般の市民の方が目にするようなものでお知らせするというのは非常に効果的なのだらうかと、市の放射能測定のことを市報でお知らせしたときも、市民の皆さん、やっぱり見て、ああ、うちの近くの公園こんなだったのだという、そういう反応が来るわけです。だから、より広くお知らせして、不十分ではあるけれども、今の段階ではこうしたことをやっているというのを広く市民に知らせていくという手だてを尽くすということも重要なと思うのですけれども、どうなのでしょう。

学校給食課長 献立並びに、そうしますと広報、市報ということになろうかと思うのですけれども、その辺につきましても広報で産地公表というわけにはいかないと思いますので、検査結果については今ぱっと考えるにできるかなというのは思いますので、その点も含めて検討させていただきたいと思います。

宮岡幸江委員 関連しての学校給食についての質疑なのですけれども、今回の検査の学期に1回、計2回の予算というのは、この検査というのは今やっています、午前中の説明にもありました簡易検査というか、1品の。ではなくて、それよりもっと高度な精密なゲルマニウム半導体検知機とかいうのにかけるための検査を2回ということなのですか。

学校給食課長 今回補正に計上させていただいたものは、学校給食センターのほうでやっているゲルマニウム検知機による検査と同様と考えておりますので、高精度の検査機器による丸ごと検査を予定しております。

以上です。

宮岡幸江委員 これを学期に1回、つまり合計2回行う、この理由は何でしょうか。

学校給食課長 先ほどちょっと申し上げましたとおり、今学校給食センターのほうでは国のほうの学校給食モニタリング事業に参加しておりますので、実際に丸ごと検査がこの6月4日から今年度いっぱいできるという事実がございます。市場に流通している食材については、安全が確保されているというのがもちろん原則として考えているわけなのですが、それをもっても

漠然と不安を持っている方々もいらっしゃるも事実でございます。その辺、保護者のさらなる安心を得るために、中学校はできておりますので、小学校も、安全だとは思っておりますけれども、中学校ができています以上、小学校のほうもやるべきと考えて、補正計上させていただいた次第でございます。

宮岡幸江委員 そうしますと、今学期に1回、今回の補正予算2回分ということなのですけれども、検査回数を学期に1回とした場合に、小学校の保護者のご理解は得られると思っておりますでしょうか。

学校給食課長 それに関しましては、まず今の学校給食センターで実施している国のモニタリング事業なのですけれども、こちらのほう、事業の目的が学校給食における放射性物質の摂取状況の調査となっております。ですから、今年度いっぱい提供した全ての給食が対象になっておりまして、より精密な結果が得られるゲルマニウム半導体検知機によって測定しております。今回補正で上げさせていただいた小学校のほう、先ほど申し上げましたように中学校ができていますという実績がありますので、補正に計上させていただいたわけなのですけれども、その目的といいますのは、先ほど申し上げましたように、保護者の方のさらなる安心を得るために実施しようとしているものでございます。そのようなことから、中学校のほうの検査結果についてもホームページのほうに載せてありますが、当然不検出というか、検出限界値未満の数字がずっと並んでおります。そのような状況でございますので、学期に各学校1回なのですけれども、先ほど申し上げましたように16校ございますので、学期で見ると、小学校全体で見ると満遍なくできるかなということで1回にさせていただいたような状況です。ですから、当然補正計上させていただいたときは、理解は得られるということと考えております。

以上です。

宮岡幸江委員 では、もう一回確認なのですけれども、ということはその間のところは、先ほど安道委員が言われたように、市民部のほうに設置される予定の機械というのですか、それを学校給食としては使えるということで、そこを補完できるというか、そのようなお考えなのですか。

学校給食課長 こちらのほうにつきましては、補正計上後に確認がとれたことなのですけれども、使えるということは確認できておりますので、うちのほうといたしましても、その使用状況等を担当部署のほうに調整なりお願いを今後していきたいと思っております。

以上でございます。

堤委員 給食に関する質疑になりますけれども、例えば16校満遍なく連続してその検査ができるという、全体としてはそうでしょうけれども、要するに自分の子供を通わせる学校が全て同じ条件で16校ともその食材を仕入れているという背景はないですね。

学校給食課長 全校同じということはございません。

堤委員 したがって、他校の検査結果は、確かに参考にはなるのでしょうかけれども、これが自分の子供の食べている食事の数値とイコールにはなりませんよね。

学校給食課長 はい、そのとおりです。

堤委員 では、そういった背景で、どの程度その保護者が理解できるのかというのが、これはまた別な問題だと思います。十分に参考にするという見方をする人もいれば、自校の要するに給食の実態は他校とは違うのだから、あくまでも自分の子供が通っている学校の数値だけが要するに受けとめるべき数字だというふうな捉え方が、多分大半の保護者がそういう捉え方をするのではないかと思うのです。この補正計上に当たって、例えば他市の実施状況とかそういうのを参考にした背景というものはあるのですか。

学校給食課長 はい、もちろんございます。入間市の今の検査状況、中学校、小学校、ちょっとあれですけども、今の学校給食モニタリング事業として入間市が今、入間市がというか、これは給食センターになりますけれども、給食センターが実施している検査については、調理後で、なおかつ6月4日からになりますが、今学期いっぱい検査しております。それも精密な検査機器によるものでございます。他市で、例えばゲルマニウム半導体検知機で全ての給食をやっているところは、新座市さんは同じ事業に参加しておりますので、新座市さんの、たしかある中学校だったと思うのですが、そこは別ですけども、ほかは恐らくないと思います。ですから、実際予算をかけている、かけていないは別として、入間市全体から見た場合には、今現在については県内でも結構、検査だけを見ればできているほうだと思っております。ですから、近隣市さんでも委託で検査はしておりますけれども、要は定期的にやっているのではなくて、学期に1回程度どこかの学校を抽出してというところでもホームページに載せてあって、それなりの評価を受けているのも承知しておりますので、あと回数を決めたときには、先ほどちょっと申し上げましたとおり、あくまでも保護者の方のさらなる安心を得るためという考えでございましたので、このような形で要求させていただいてございます。

以上です。

堤委員 そうしますと、埼玉県内を一つのエリアと考えた場合に、県内でも入間市の今回の取り組みは非常に画期的な取り組みだという、そういう理解なのでしょうか。

学校給食課長 今回の取り組みといいますと、この補正に関しては決して飛び抜けているとは思っておりませんが、現在センターのほうでやっている検査の方法は、画期的といいましょうか、今の現段階では最高水準の形で検査はできていると考えております。

以上です。

堤委員 確かに全品検査ですから、これはもう100パーセントですよ。今回補正で上げられている内容は、学期ごとに1回ということですから、割合からしたら1割にも満たないですよ。

やっぱり回数的により多く不検出であるという、そういう結果が出れば、それはもう回数が多ければ多いほど安心感というのはふえていくわけですから、どこまでが必要なのかという、その必要度もありますけれども、現在市が行っている学校給食に関する考え方として、国の事業ということでもありますけれども、片方は全食100パーセント検査結果が付随して出てくるということに対して、小学校の学校給食については全体のその食数からすると多くて約1割という、検査のモニタリングのバランスについてはどういうふう理解されているのですか。

学校給食課長 それにつきましては、この補正に計上させていただいた目的、先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、さらなる安心という意味での補正計上ですので、決して多いと思っているわけではございませんが、少ないと考えていることもございません。つけ加えますと、これは今現在の考えですけれども、市民部のほうの機械も使えるということですので、そちらのほうで、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたとおり、その回数についてはふやしていけたらというのが現在の考えでございます。その実施回数についていろいろな意見があるというのももちろん承知はしていたのですけれども、検査理由が先ほど申し上げました状況ですので、そんな形で今回は上げさせていただいてございます。

以上です。

小島委員 先ほどから市民部から検査機を借りられるということは確定していると思います。そうしますと、予算に出ていないというか、買うわけではなく、市民部も借り受けるということで、これはここで聞くべき問題なのかどうか。そうすると、借り受ける省庁とか受けている部署が市民部はあると思うのですが、それはどこなのでしょう。

学校給食課長 現状私のほうでわかっていることは、消費者庁から貸与されるもので、市民生活課の市民相談室のほうが所管になっていると聞いております。

小島委員 そうしますと、一般からの食物だとかその検査が、多分消費者庁から入るということは、それをはかるために貸してもらえるということなので、そうしますとそっちのほうがまずどれだけあるかによって、そのあいた時間を給食のほうで借りるなりやるということですが、そういうような考えでよろしいのでしょうか。

学校給食課長 そのように認識しております。

小島委員 そうしますと、その食材検査を、検査表の結果というのは消費者庁が記録として市民部からって、これはここで聞く問題ではないと思うのですけれども、そうしますと一般的な商品、品物に対しての結果というのは、多分消費者庁のほうに報告するとか、そういうこともあり得ると思います。そうすると、請願なんかにも出ていましたけれども、この食材のときの公表の仕方、あえてもう一度聞きますけれども、それは記録的に、もし市民部のほうでも消費者庁のほうに報告したいということがあり得ればそれも提供したり、それから再度もう一回

聞きますけれども、公表の仕方を給食センターのほうとしてはどういうふうなお考えがあるのか、最終的なお答えをお聞きしたいと思います。

学校給食課長 結果につきましては、当然市の公式ホームページのほうに掲載を考えております。消費者庁のほうへそのデータを送るのかどうか、その辺ちょっと確認とれていませんが、仮にそういうことになっても、それは問題ないと考えております。

堤委員 こういうことができるかどうかちょっとわかりませんが、例えば今消費者庁の貸与事業で検査機器が入るということですが、これは市民の食材を対象にしてというのが目的なわけなのですが、これは学校給食も排除しませんよということなのですね。したがって、例えばの話が学校給食を個人で保護者が購入をして、それを市民部の設置した測定器ではかるということも、これは市民向けの事業ということであれば可能ですよね。

学校給食課長 給食につきましては、あくまでも給食の事業の中でやっておりますので、それをお金を出したからといって提供する考えはございませんので、それはないと考えております。

堤委員 なぜ保護者が買えないのか。

学校給食課長 給食の持ち帰りというのがまず禁止されておりますので、そういうことは実際には難しいかなとは思っております。あくまでも提供した学校なら学校の中、クラスの中でそれは喫食していただくもので、例えばそれをもう持ち出しとかということは禁止されておりますので、実際問題にはできないと思います。

委員長 衛生面からも無理ということですね。

学校給食課長 はい。それと、そもそも……

委員長 そもそもの……

学校給食課長 そうです。もちろんそうなのですが、それとあとは児童生徒へ提供するものであって、それを保護者であろうが、ほかの方に売る、販売とかはすることはできないようになっております。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ教育総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で教育総務部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 3時18分 休憩

午後 3時19分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、生涯学習部所管のものについて生涯学習部長より説明を求めます。

概要説明

生涯学習部長 議案第56号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち生涯学習部所管のものにつきまして概要をご説明申し上げます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書の32ページ、33ページをごらんいただきたいと存じます。項5 社会教育費、目2 公民館費の52万円の増額は、公民館管理運営費の需用費について、地区公民館13館を対象とした小規模の緊急的な設備等の修繕費に不足が生じているため、補正を行いたいものでございます。

続きまして、目5 図書館費の22万1,000円の増額につきましては、施設管理費の需用費について、西武分館の高圧受電設備の変圧器に使用する絶縁油が劣化したため、設備の安全を期して絶縁油の交換修繕を行いたいものでございます。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

堤委員 図書館西武分館の絶縁油の不足ということなのですか、これは例えば物である以上、寿命というのがありますよね。これ突然の事態なのですか、それとも劣化が予想以上に進んだということなのですか。

図書館長 この絶縁油につきましては、図書館が設置、平成5年なのですが、そのときに設置された油を使っております。業者にも確認したのですが、この劣化については何年とかということではなくて、その状況によって変わるということなものですから、言うなればこの絶縁油は平成5年にその油を入れまして、それをそのまま今まで使用できたということです。

堤委員 その絶縁油が劣化した、どういう状況で劣化したという判断なのですか。

図書館長 これについては、平成22年度に図書館西武分館の自家用電気工作物年次点検というのを、これ毎年行っているのですが、その点検において、通常20キロボルトぐらいが必要なのですが、それをはかっていたところ絶縁油が19キロボルトしかないということで、要注意ということでその劣化が判明しました。ただ、そのときにP C Bがその油に入っているかどうかというのが問題になりまして、その検査をまた平成23年度に行ったものですから、それを行ったのは11月だったものですから、ちょっと平成24年度当初予算に間に合わなくて、それでこの時期の補正ということになっております。

堤委員 それ平成5年に設置したときに、P C Bを含有しているかどうかというのは、データというのはなかったのですか。

図書館長 そのときのデータにはございませんでした。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ生涯学習部所管のものについての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 3時24分 休憩

午後 3時35分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第56号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△附帯決議

〔(委員長) と言う人あり〕

堤委員 学校給食における放射能の検査にかかわる問題について、背景としては平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）の予算計上に関係することでありますけれども、その問題について動議を提出したいと思いますので、委員長にお取り計らいをお願いいたします。

委員長 ただいま議案第56号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）について堤委員から附帯決議案が提出されました。

それでは、堤委員から附帯決議案の趣旨説明を求めます。

堤委員 その前に配っていただけますか。

〔資料配付〕

堤委員 それでは、案文の朗読をもって提案理由としたいと思います。

平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）に関する附帯決議案。

日本に未曾有の被害をもたらした東日本大震災による地震と津波、さらに東京電力福島第一原発の放射能拡散事故と発災より1年半が経過しても、いまだその爪跡は残り、多くの課題が積み残されたままであります。今般9月定例議会に提出された学校給食の安全性を求める請願、陳情は、子供の健康を願う保護者の不安から多くの声が寄せられたものであり、そ

の思いは十分理解できるものであります。

それに対し、市は小学校の給食の安全性確認のために、補正予算として各学校に1学期に1回の割合の放射能検査の委託費用を計上しております。これまでの食材ごとの簡易検査に比較して、精度の高い精度的かつ1食分検査という点で評価できるものであります。

しかしながら、補正予算の検討の過程で、市内全中学校に給食を提供している学校給食センターは、文科省のモニタリング事業としてことしの6月から来年の3月まで10カ月間、毎日の給食の放射能検査を精度の高い検査方法にて外部検査をしていることが明らかになりました。中学生の給食が毎食検査されていることは評価できるものでありますが、より放射能の影響を受けやすいと言われている小学生には、1学期に1回の割合の検査というのは余りにも格差が大き過ぎ、小学生の保護者に不公平感を生じさせることから、看過できません。

以上の点から、補正予算（第2号）に対し、下記の内容を附帯決議とするものであります。

1、市は、子供を持つ保護者の不安に応えるため、中学校以外の公的教育施設、保育施設が提供する給食に対し、学校給食センターが実施している放射能検査と大きな格差が生じないよう、努力すべきであります。

2、積極的かつわかりやすい検査結果の情報公開実現のため、ホームページの改善を含む広報体制の充実に努めるべきであります。

3、これまで入間市が負担してきた損害の補償を8月24日付で東京電力に求めていくところでありますが、記1の中学校以外の給食の放射能検査体制充実のための費用につきましても東京電力に対し、求めていくべきであります。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論入ります。

宮岡治郎委員 保守系クラブを代表して、平成24年入間市一般会計補正予算（第2号）に関する附帯決議に反対の討論をいたします。

本決議は、昨年平成23年3月11日発災の東日本大震災以来の福島第一原子力発電所の放射能放出事故、放射性落下物による汚染という厳然たる現実を前提としています。現段階で子供たちへの将来にわたる健康被害について、予測され得るさまざまな危惧、懸念は十分に理解するものであります。しかし、現状の食品の状況を見れば、国の指導管理のもと、平成24年4月に定められた基準に基づき、一般食品100ベクレルという基準で検査体制が整備され、各生産地ではこれに基づく検査が実施されています。このことから、現在市場で流通している食材は安全であると考えられます。

また、入間市が実施している食材の検査結果も全て国が定める基準値以下の状況であります。このことから、市場より食材を調達し、調理している入間市の学校給食は安全であると言えます。また、産地公表などについては、学校給食課において産地県名や主原料の産地名を公表すべく、準備を進めていること、また小学校及び保育所においても調理済みの給食の検査を行うとともに、検査回数も検討していくとの考えであります。

こうした点を総合的に考えれば、保護者の食材に対する不安は徐々にでも解消されと考え、本決議に反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

委員長 次に、賛成の方願います。

小出委員 平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）に関する附帯決議に賛成の討論を行います。

3. 11の東日本大震災によって引き起こされた福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染は、東北、関東のみならず、広範囲に甚大な被害を及ぼしました。200キロ以上離れた入間市でも放射性物質による多大な被害を受けています。事故から1年以上経過していますが、放射性物質による汚染は今も続いており、今後も2次被害が懸念されています。

入間市では市民の声に応え、2012年4月より学校給食食材の一部について検査を実施していますが、一度に検査する食材が限られ、学校数も限定されています。給食センター食材については、文部科学省のモニタリング事業を活用し、6月から1食分を測定し、公表されるようになりました。今議会総括質疑の中でも、日本共産党市議団が質疑し、指摘してきたように、今回の補正額43万7,000円は、給食センター同様に小学校ごとに2、3学期ごと、1回の割合で放射性物質検査を実施するための補正です。給食センターが毎食分検査を実施しているのに比べ、不十分な検査と言わなければならず、保護者の理解も得られないと考えます。今議会に、より丁寧な学校給食の放射性物質検査を求める請願や陳情が提出されていることから、多くの保護者は子供の健康被害への不安を抱えています。保護者の不安にこたえられるよう、検査体制の充実を求めるとともに、検査費用については、東京電力に全額補償を求めるべきです。

以上、賛成討論とします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）に対し、附帯決議を付することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立半数〕

委員長 起立賛成者３名であります。

念のため確認します。起立されなかった３名につきましては、反対ということによろしいでしょうか。

賛成３名、反対３名、可否同数となっております。

よって、委員会条例第17条第１項の規定により、委員長が決します。

可否同数となった場合には、どちらかといえば現状維持というのが望ましいというさまざまなご意見がございます。しかし、以前はそのようなことでありましたが、昭和50年７月４日、参議院本会議において、河野謙三議長が可否同数を可決したことを契機に、現状維持に原則に拘束されることなく、可否いずれにも行使できるようになったと聞き及んでおります。

委員長は裁決権を可決、否決のいずれにも行使してよい、委員長の政治的判断によるものということで地方議会研究会「議会運営の実際」より抜粋をいただいております。

よって、今回のこの附帯決議案につきまして、委員長として可決、否決のどちらかを選ばせていただきます。

一番きょう請願者、学校給食の安全性を求める請願、陳情、私も午前中、２時間半にわたり、請願者の思いを伺わせていただきました。さまざまな思いはありますけれども、その安全性を願う保護者の不安、そしてまた子供たちを思う心に関しては十分理解できるものでございました。そういうことを加味いたしますと、今回補正予算（第２号）に関する附帯決議案、十分理解できるものと感じております。

よって、今回のこの附帯決議、可決の方向で私自身が決させていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで休憩いたします。

午後 ３時４７分 休憩

午後 ３時４７分 再開

委員長 では、会議を再開いたします。

ただいま可決しました附帯決議につきましては、会議規則第14条第２項の規定により、当委員会提出議案としては本会議に提出しないこととします。

では、ここで休憩いたします。

午後 ３時４８分 休憩

午後 ３時４９分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第57号 平成24年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

委員長 次に、議案第57号 平成24年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、市民部長に概要説明を求めます。

概要説明

市民部長 議案第57号 平成24年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）のうち、市民部所管のものにつきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ1億6,224万6,000円を追加し、補正後の総額を167億1,199万2,000円とするものでございます。

それでは、平成24年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）説明書によりご説明を申し上げます。説明書の7から8ページをごらんください。初めに、歳入から申し上げます。款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金の増額1億6,224万6,000円は、平成23年度決算において歳入総額155億1,226万8,458円から歳出総額153億5,002万646円を差し引いた形式収支額1億6,224万7,000円を計上したものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。9ページから10ページをごらんください。款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、節23償還金、利子及び割引料の増額1億6,998万4,000円のうち、市民部所管につきましては1億6,605万6,000円の増額補正でございます。その内容を申し上げますと、いずれも平成23年度国庫支出金等の精算に伴う国等からの確定通知によるもので、療養給付費等負担金超過額返還金1億4,897万8,981円、退職者医療療養給付費交付金超過額返還金1,670万7,293円、出産育児一時金補助金超過額返還金35万円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金超過額返還金2万1,035円の4件を計上したものでございます。

続きまして、款12予備費、項1予備費、目1予備費773万8,000円の減額は、歳入歳出予算の調整のため計上したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 次に、健康福祉センター所長に概要説明を求めます。

健康福祉センター所長 続きまして、健康福祉センター所管のものについて、その概要を説明を申し上げます。

該当は歳出のみとなります。9ページから10ページをごらんください。款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、節23償還金、利子及び割引料の増額1億6,998万4,000円のうち、健康福祉センター所管のものにつきましては、392万8,000円でございます。

その内容は、市民部所管のものと同様、平成23年度の精算に伴う国等からの確定通知によるもので、国、県に対する特定健康診査・保健指導負担金超過額返還金を計上したものでございます。

以上が議案第57号のうち健康福祉センター所管のものについての概要説明でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ委員外議員より質疑の通告が出ておりますので、これより委員外議員の質疑に入ります。

山本議員 では1点だけ、会計全般についてお伺いをします。

本会計案を拝見しますと、繰越金の全額では、過日予備費の一部まで充当する形で歳出経費を賄うということになっております。もともと大変厳しい中でご苦労いただいて運営していただいている状況であると拝察を申し上げますけれども、この状況の中で今後大きな費目として歳入が見込まれるというのは、国からの交付金等の数量差、単価差等での計数の差部分を除けばほとんどないのではないかと思います。そこで、期末における収支見通しについてのご所見をお聞かせいただきたいと思います。

保険年金課長 ただいまのご質疑にお答え申し上げます。

今回の補正は、歳入では平成23年度決算形式収支額を繰越金として1億6,224万6,000円を補正したものです。歳出では、平成23年度精算に伴う療養給付費等の返還金額を国等からの確定通知に基づき1億6,998万4,000円を補正したものでございます。ただいま議員さんもおっしゃいましたように、不足分につきましては予備費で調整をいたしました。

ご質疑の期末、年度末における決算の見通しということでお答え申し上げます。ご存じのように、国保事業は医療費の動向に大きく左右されます。今年度の決算額を見ましても97.1%は医療費関連で占めております。直近の今まで今年度に入りましての医療費の支払いを見ますと、当初予算に対し、8月末現在で1.6%の伸び率になっております。このペースでいきますと、担当所管といたしましては、医療費全体で約1億6,500万円の不足が生じる懸念がございます。ただし、療養諸費、高額療養費の当初予算額が107億3,000万円の予算でございます。その範囲内でおさまるかどうか、今後の動向を慎重に見きわめていきたいと思っております。

なお、医療費以外の国、県等からの負担金、交付金、納付金等につきましてはの歳入歳出の予算につきましては、現在当初予算のとおり入るもの、また支出するものと今現在は考えております。今後も医療費の動向を注視いたしまして、慎重な予算執行に努めてまいりたいと

思います。

以上でございます。

委員長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第57号 平成24年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午後 3時55分 休憩

午後 3時56分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第58号 平成24年度入間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

委員長 次に、議案第58号 平成24年度入間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、福祉部長に概要説明を求めます。

概要説明

福祉部長 それでは、議案第58号 平成24年度入間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ596万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億4,485万2,000円とするものであります。

内容につきましては、補正予算説明書、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。まず、歳入について申し上げます。7ページから8ページをお開きいただきたいと思います。款4繰越金、項1及び目1繰越金596万6,000円の増額は、平成23年度決算収支の確定によるものであります。

続きまして、9ページから11ページの歳出につきましてご説明を申し上げます。款2後期

高齢者医療広域連合納付金、項 1 及び目 1 後期高齢者医療広域連合納付金427万6,000円の増額は、平成23年度の保険料を精算するものであります。

款 3 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 一般会計繰出金168万6,000円の増額は、平成23年度の一般会計繰入金の超過分を一般会計に繰り出すものであります。

以上で概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
以上です。

委員長 これより質疑に入ります。
ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第58号 平成24年度入間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第 5 9 号 平成 2 4 年度入間市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

委員長 次に、議案第59号 平成24年度入間市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、福祉部長に概要説明を求めます。

概要説明

福祉部長 それでは、議案第59号 平成24年度入間市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、補正予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ 2 億3,787万4,000円を追加し、予算の総額を 68億9,266万8,000円とするものであります。内容につきましては、補正予算説明書歳入歳出予算事項別明細書によりご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、歳入について申し上げます。7 ページから 8 ページをお願いいたしたいと存じます。
款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金2,476万6,000円の増額は、平成23年

度介護給付費の確定による介護給付費国庫負担金の精算交付分であります。

次に、款 5 県支出金、項 3 財政安定基金支出金、目 1 財政安定化基金交付金 4,540 万 4,000 円の増額は、第 5 期介護保険料の上昇を抑制するための財源として、県に設置されました埼玉県介護保険財政安定化基金の一部の取り崩しにより交付をされるものであります。今回交付確定がおくれましたために、本補正予算に計上をさせていただくものであります。

続いて、款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 1 億 6,770 万 4,000 円の増額は、平成 23 年度決算収支の確定によるものであります。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。9 ページから 11 ページをお願いいたしたいと存じます。款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金 1 億 8,833 万 7,000 円の増額は、国からの介護給付費負担金の精算交付分、県財政安定化基金交付金及び平成 23 年度の決算に応じて生じた繰越金の一部を介護給付費準備基金へ積み立てるものであります。

次に、款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金 2,477 万 7,000 円の増額は、平成 23 年度の決算確定に伴い、介護給付費負担金、地域支援事業費交付金の精算返還金が生じたので、国、県及び社会保障診療報酬支払基金へ返還を行うものであります。

次に、項 2 繰出金、目 1 一般会計繰出金 1,773 万 4,000 円の増額は、平成 23 年度の決算確定に伴い、介護給付費負担金、地域支援事業費及び事務費の一般会計繰入金超過分を一般会計に繰り出すために計上させていただくものであります。

款 7 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費 732 万 6,000 円の増額は、歳入歳出の調整の結果、その差額を計上させていただくものであります。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。
 ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。
 これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第 59 号 平成 24 年度入間市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告（午後 4時04分）

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

福祉教育常任委員会委員長 永 澤 美恵子